

男女共同参画プランよっかいち実施計画
平成23年度進捗状況報告書

平成24年11月
四日市市

〔目 次〕

はじめに	1
男女共同参画プランよっかいち・実施計画の体系図	2
1．事業の進捗状況と実施評価（自己評価）	3
基本目標 男女共同参画社会実現のための意識づくり	3
進捗状況調査表	6
基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり	9
進捗状況調査表	12
基本目標 男女共同参画の視点に立った個人の尊重	18
進捗状況調査表	20
2．審議会による評価	26
実施計画の進捗に関して参考とする指標	28

はじめに

四日市市では、平成18年の四日市市男女共同参画推進条例施行後、条例に基づく基本計画の策定について男女共同参画審議会に諮問し、平成19年6月に「男女共同参画の推進に関する基本計画についての答申」をいただきました。この答申を踏まえ、平成22年3月に「男女共同参画プランよっかいち」を策定し、翌23年3月には、プランをより実効性のあるものとするために、数値目標を示した「男女共同参画プランよっかいち実施計画」を策定いたしました。

この実施計画は、平成22年度から平成26年度までの5年計画とし、年度ごとに進捗状況を報告していくこととしています。

今回は、実施計画の2年目である平成23年度の事業の実施状況について点検、評価を行ったものです。評価の仕方については、先ずそれぞれの事業担当所属で事業実施状況についての自己評価を行い、その結果と数値目標の進捗状況を併せて、男女共同参画審議会において3つの基本目標ごとの評価、及び総括評価をいただきました。

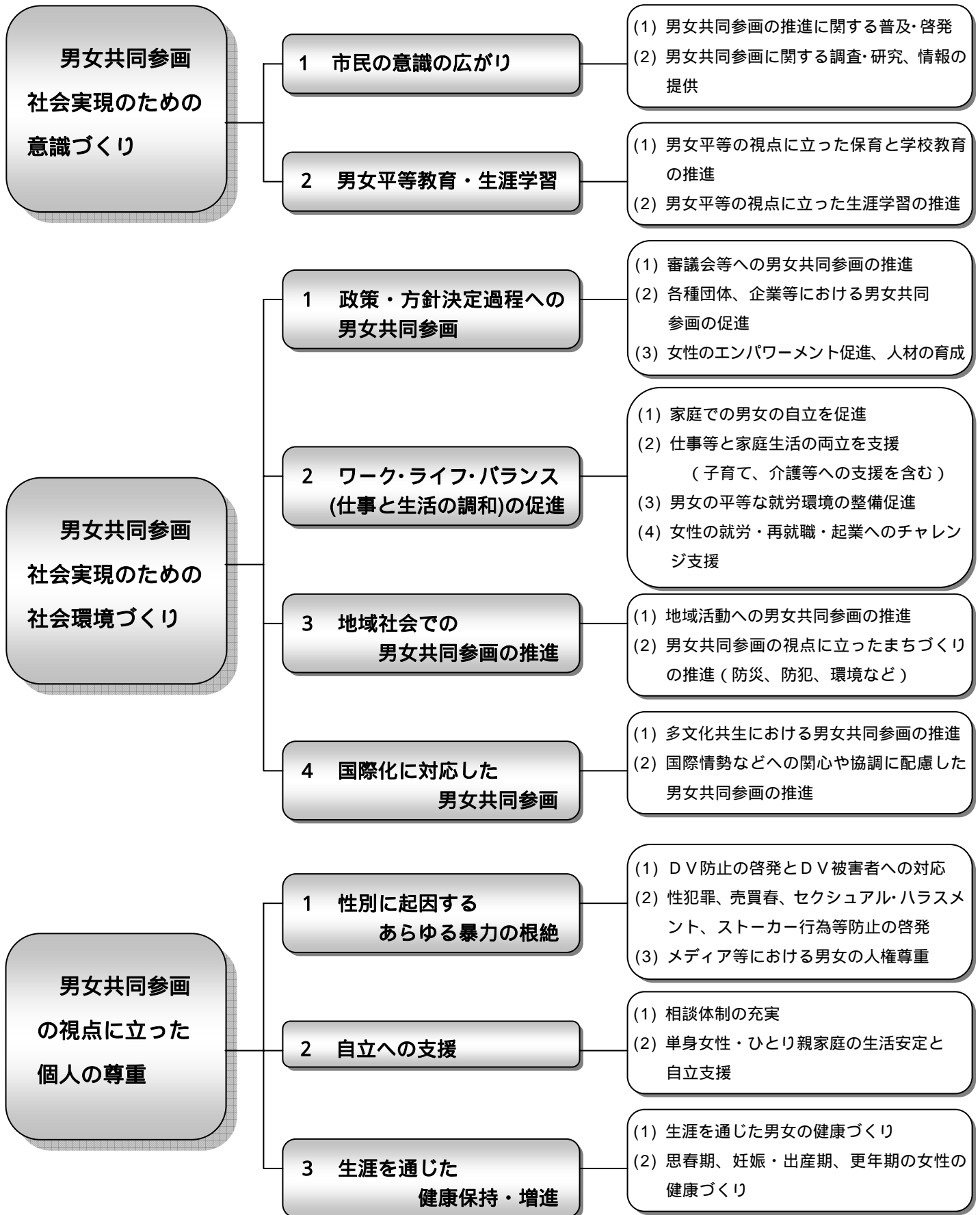
今後も男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを着実に進めていくために、今回の評価を真摯に受け止め、男女共同参画の視点を常に持ちながら、条例の理念に基づき、市民や事業者の皆様との協働により施策を推進していきます。

男女共同参画プランよっかいち・実施計画の体系図

【基本目標】

【重点課題】

【施策の方向】



1. 事業の進捗状況と実施評価（自己評価）

基本目標 男女共同参画社会実現のための意識づくり

(1) 指標 「男女平等観を育てる講座等への参加人数」

基準値 (平成 21 年度実績値)	6 1 3 人
実績値 (平成 22 年度)	5 7 4 人
(平成 23 年度)	7 9 2 人
目標値 (平成 26 年度)	6 5 0 人

指標の設定について:

市民に広く男女共同参画について考えていただくきっかけづくり、また学習を深めていただく機会の提供がどの程度できたかを示すものとして、「男女平等感を育てる講座等への参加者数」(男女共同参画センターで開催される「さんかくカレッジ」(1)の受講者数のみをカウント)を指標として設定した。

目標値設定と実績評価:

目標値については、どれだけ市民に広く男女共同参画について考えていただく機会を提供できるかという意味で、基準値以上の機会を提供することを目標に、650人という数値を設定した。

平成 23 年度実績については、22 年度に児童福祉課、健康づくり課、男女共同参画課が合同で実施した子育てマイスター講座の修了生グループにより、初めて“父親”の育児参画講座も実施され、参加者数も昨年度を大きく上回ることができた。また、全体の内容として、昨年度と同様、対象を女性だけでなく、子どもや男性など幅広く設定し、受講者層を広めることができた。今後も、目標値を達成できるよう魅力ある講座の開催に向け、市民グループ等との協働を進めていく必要がある。

【実績内訳】

1 「さんかくカレッジ」とは、男女共同参画センターで実施する男女共同参画に関わる学習や啓発のための講座で、登録グループによる企画と男女共同参画センターによる企画がある。(連続講座を基本とする。)

男女共同参画基礎講座	: 2 企画 (5 講座)	参加者 150 名 (内 1 企画は市民企画)
子どもさんかくカレッジ	: 2 企画 (2 講座)	参加者 55 名
男性向け料理教室	: 1 企画 (3 講座)	参加者 37 名
父親向け育児講座	: 1 企画 (3 講座)	参加者 222 名 (市民企画)
再就職応援講座	: 1 企画 (4 講座)	参加者 30 名
更年期対象健康支援講座	: 1 企画 (3 講座)	参加者 85 名
女性のための自己啓発講座	: 2 企画 (6 講座)	参加者 213 名 (市民企画)

(2) 重点課題とプラン・施策の方向

重点課題1 「市民意識の広がり」

男女共同参画の推進に関する普及・啓発

広く市民がジェンダーの問題に関心を持ち、学習できるよう、また女性のエンパワーメントを積極的に進めるため、さまざまな講座や媒体を活用し、市民やNPOなど各種団体とも協働しながら啓発事業を進めていきます。

男女共同参画に関する調査・研究、情報の提供

本市の実状を常に把握し、市民ニーズに応じていくためには、定期的に調査を実施・分析し、その結果を施策に反映させていく必要があります。

また、人々の意識や慣行が形成されるうえでメディアの果たす役割は、極めて大きいことから、男女共同参画の視点に立ったメディア表現を進める一方、市民が様々な情報を男女共同参画の視点に立って主体的に読み解く力を身につけることができるよう働きかけを行います。

重点課題2 「男女平等教育・生涯学習」

男女平等の視点に立った保育と学校教育の推進

市民一人ひとりが男女共同参画意識を持つことが男女共同参画社会を形成するためには必要です。特に次代を担う子どもの学校等における教育は、男女平等の意識づくりに大きな影響を及ぼすため、子どもの発達段階に応じた意識の育成を図ります。

男女平等の視点に立った生涯学習の推進

子育て中の市民に対する学習機会や情報の提供、さらには生涯を通じてさまざまな学習ができるような視点が大切です。男女が性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮して、いきいきと住みよい社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」、「男はこうあるべき、女はこうすべき」といった性別による固定的な役割分担意識などにとらわれないよう、市民団体等とも協働して学習機会の提供を行います。

(3) 主な取り組み状況

重点課題1 「市民意識の広がり」

男女共同参画センターにおいて、男女共同参画意識の醸成、女性のエンパワーメント及び登録グループの活動支援等を目的に、市民協働による講座の開催、出前講座の実施、グループ交流会の開催、情報紙の発行等、継続的に取り組んだ。平成23年度は新たに、メディアリテラシー向上のための講座を市民および男女共同参画推進リーダー及び推進員向けに開催した。また、情報提供の新たなツールとしてメールマガジン発行を行った。〔コード1・2・4・5・7〕

庁内各所属において職場研修等の機会を捉えて意識啓発を図り、刊行物によるメディア表現や固定的な役割分担の慣行等の見直しを引き続き行った。〔コード:3・6〕

重点課題2 「男女平等教育・生涯学習」

男女平等の視点に立った保育・学校教育を推進するため、児童福祉課、教育委員会において、指導者研修の実施、学校・園での不必要な男女の区別の見直しを継続的に実施している。また、中学校では、男女共に個性を生かし自己実現をしていく力を育成するため、キャリア教育として、職業体験学習を全ての学校で実施した。一方、保育園では子どもたちに保育体験の機会を提供するために、中学校の職場体験や高校生の保育体験学習を積極的に受け入れた。〔コード:1・2・3・4〕

セクシュアル・ハラスメントの防止と対応を強化するため、教育委員会では全ての小・中学校で職員研修を実施した。また、全教職員にアンケートを実施して状況の把握に努め、必要に応じて対応した。〔コード:5〕

年齢、性別を問わず広く男女平等観を育てるため、男女共同参画センターでは、特にこどもや男性向きの講座を充実させたほか、地区市民センターでも、男性の家事参加等の講座を開催した。また、子育て世代の方も参加しやすいように、講座開催時に託児を実施した。〔コード:6・9〕

男女共同参画センターで、地域で活動するグループ・指導者の育成を目的に、「登録グループのつどい」を開催し情報交換を行ったり、「はもりあ 15周年記念事業」で各グループ主催のワークショップ等への相互参加をすすめ、ネットワークづくりや研修を実施した。〔コード:7・8〕

(4) 事業実施自己評価と今後の方針

別表「男女共同参画プランよっかいち施策進捗状況調査表（基本目標 ）」のとおり

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題1 市民意識の広がり

進捗状況についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成24年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	23年度		進捗状況	今後の課題・対策	24年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績			事業計画	事業実績		
1	男女共同参画の理念やジェンダーについての正しい理解など男女共同参画意識の醸成	・地区市民センターなど地域での出前講座の開催 ・市民グループ(団体)との協働による講座の開催 ・講演会、映画祭、シンポジウムなどの開催	・さんかくカレッジ(市民企画含む) ・映画上映 ・はもりあ四日市15周年記念事業 ・電話相談ボランティア研修 ・出前講座 ・地区市民センターへの事業提案	・さんかくカレッジ(市民企画含む)10企画26講座 ・映画上映 1回 ・はもりあ四日市15周年記念事業 ・電話相談ボランティア研修 3回 ・出前講座 5回	A	地域での男女共同参画の推進に向けて、地区市民センター職員等の意識啓発と出前講座の利用を促進するため男女共同参画アドバイザーとも協力して各種団体への働きかけを進める。	・さんかくカレッジ(市民企画含む) ・映画上映 ・はもりあフェスタ ・出前講座	・男女共同参画啓発のための講座や映画会、女性のエンパワメントのための講座、グループの活動支援などを市民との協働で実施していく。 ・各地域への働きかけを進めるため、各地区市民センターとの連携を強化する。	男女共同参画センター	
2	男女共同参画の視点に立った情報提供	・情報紙「はもりあ」(男女共同参画センターだより)などの発行 ・ホームページなどによる情報提供の充実 ・男女共同参画センター図書書の充実	・情報紙「はもりあ」毎月発行(2,000部) ・情報紙「はもりあ」組回覧(年1回) ・メールマガジンの発行 ・ホームページによる情報提供 ・広報よっかいちによる情報提供 ・図書・資料等の貸出し	・情報紙「はもりあ」毎月発行(月2,000部) ・情報紙「はもりあ」組回覧(年1回) ・メールマガジンの発行(5回) ・ホームページの更新(アクセス数55,420件) ・広報よっかいちによる情報提供(特集、人権のひろば、講座情報、相談情報) ・地区市民センターお知らせへの情報提供 ・図書・資料等の貸出し(図書の出件数1,245冊)	A	地域での男女共同参画の推進に向けて、地区市民センター職員等に対する研修の充実を図る。また、出前講座の利用を促進するため男女共同参画アドバイザーとも協力して各種団体への働きかけを進める。	・情報紙「はもりあ」毎月発行(2,000部) ・メールマガジンの発行 ・ホームページによる情報提供 ・広報よっかいちによる情報提供 ・地区市民センターお知らせへの情報提供 ・図書・資料等の貸出し	・情報紙「はもりあ」を毎月発行する。 ・メールマガジンも発行する。 ・広報よっかいち及び各地区広報紙への記事掲載の働きかけを継続して行う。	男女共同参画センター	
3	固定的な役割分担の慣行等の見直し	・あらゆる機会を通じて、地域、職場、家庭、学校等における慣行等の見直しについて啓発	・出前講座で市民の意識改革を図る。 ・職員研修等で意識付けを行う。	・出前講座で市民の意識啓発を図った。 ・職員研修等で意識付けを行った。 他	A	・出前講座で市民の意識改革を図る。 ・職員研修等で意識付けを行う。 など様々な場面で啓発を行っている。	・出前講座で市民の意識改革を図る。 ・職員研修等で意識付けを行う。	・出前講座で市民の意識改革を図る。 ・職員研修等で意識付けを行う。	各課	
4	女性が本来持っている能力を引き出すための学習機会の提供	・さんかくカレッジなど各種講座の充実 ・市民グループ(団体)との協働による講座の開催 ・講演会、映画祭、シンポジウム等の開催	・さんかくカレッジ(市民企画含む) ・映画上映 ・はもりあ四日市15周年記念事業の実施 ・電話相談ボランティア研修 ・出前講座	・さんかくカレッジ(市民企画含む)(27講座) ・映画上映(1回) ・はもりあ四日市15周年記念事業(24講座) ・電話相談ボランティア研修(3回) ・出前講座(5回)	A	男女共同参画センターを知らない市民への情報提供方法(多様なツールの活用)を検討する。	・さんかくカレッジ(市民グループへの委託を含む)の開催 ・映画上映 ・はもりあフェスタの開催 ・出前講座	・女性のエンパワメントのための講座のほか、女性自身の意識啓発につながる事業を実施していく。(カレッジ、映画上映、はもりあ週間、グループ支援、働く女性支援、出前講座等)	男女共同参画センター	
5	女性団体・グループのネットワークづくりと活動への支援	・市民グループ(団体)が実施する男女共同参画社会の実現に向けた取組に対する支援 ・日本女性会議などへの派遣研修の実施 ・男女共同参画センターの利用を促進 ・市民グループ(団体)のネットワークづくりを促進	・市民グループとの協働事業の実施 ・日本女性会議への派遣 ・はもりあ四日市15周年記念事業 ・登録グループのつどいの開催	・市民グループとの協働事業 8件 ・日本女性会議への派遣 0件(キャンセルあり) ・はもりあ四日市15周年記念事業 ・登録グループのつどい(2回)	A	市民グループの研修派遣補助については、人権センターの研修派遣補助へ移行し、今後も利用の促進のための情報提供をすすめる。	・市民グループとの協働事業の実施 ・はもりあフェスタの開催 ・登録グループのつどいの開催	・登録グループの活動支援やネットワーク化を促進し、市民(グループ)との協働をすすめていく。また、男女共同参画センターでの支援活動について広く情報提供をしていく。	男女共同参画センター	
6	行政刊行物等における男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	・男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	・職員研修により啓発 ・刊行物の表現の確認 他	・常に男女共同参画の視点に立ったメディア表現を行った。 ・「広報よっかいち」をはじめ、刊行物の掲載記事の内容表現が適切であることを確認した。 ・職員研修により意識付けを行った。 他	A	・職員研修等による意識の啓発を行っている。 ・男女共同参画の視点に立った刊行物などが適切な表現となっているか確認をしていく。	・職員研修により啓発 ・刊行物の表現の確認 他	・職員研修等で啓発	各課	
7	メディア・リテラシーの向上	・メディア・リテラシーに関する講座の開催	・職員研修等での啓発 ・データー防止講座での啓発 ・情報紙「はもりあ」での啓発 ・15周年記念事業の中で講座開催	・階層別職員研修(5回) ・データー防止講座での啓発(中学・大学・一般向け 6回) ・情報紙「はもりあ」での啓発 ・15周年記念事業の中で講座開催(市民及び職員向け)(1回)	A	メディアリテラシーに関する講座を継続実施するとともに、様々な研修の機会を捉え、情報を読み解く視点についての啓発を行っている。	・職員研修等での啓発 ・データー防止講座での啓発 ・情報紙「はもりあ」での啓発 ・市民向け啓発講座の開催	・職員研修等で継続して啓発する。 ・情報紙「はもりあ」等で啓発を実施する。 ・メディア・リテラシーの講座を企画する。	男女共同参画課 男女共同参画センター	
8	青少年の健全育成を阻害する環境の改善	・街頭補導等による見守り ・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催や啓発パンフレットの作成・配布	・街頭補導等による見守り ・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催や啓発パンフレットの作成・配布 ・出前講座の開催	・街頭補導等による見守り活動(年間延べ537回実施) ・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催(教職員・保護者対象に年1回開催) ・啓発パンフレット等の配布。 ・出前講座の開催。(20回開催)	A	・ネットトラブルの現状と課題については、常に新しい情報を確認し、新たな事業やケースに基づいた講座を開催する必要がある。	・街頭補導等による見守り ・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催や啓発パンフレットの作成・配布 ・出前講座の開催	・街頭補導等による見守りを行う。 ・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催や啓発パンフレット等の配布を行う。 ・出前講座を開催する。	社会教育課	

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題2 男女平等教育・生涯学習

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成24年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	23年度			今後の課題・対策	24年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	個を大切に保育・教育の充実	ジェンダーにとらわれず、自らの意思と責任で進路を選択し、自己実現をしていく力を育成	・男女共同参画に係る校・園内研修(人権教育研修も含む)を行う。 幼稚園 24/24園 小学校 40/40校 中学校 22/22校 ・「自分らしい生き方を実現していく」道路指導を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進めている。 職業体験学習日数 中学校 22/22校 体験生徒数 延べ 8,147人 協力事業所数 延べ 994事業所	男女共同参画に係る校・園内研修(人権教育研修も含む)を行う。 幼稚園 24/24園 小学校 40/40校 中学校 22/22校 ・「自分らしい生き方を実現していく」道路指導を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進めている。 職業体験学習 中学校 22/22校 協力事業所数 延べ 1070事業所	A	事業の継続	男女共同参画に係る校・園内研修(人権教育研修も含む)を行う。 幼稚園 23/23園 小学校 40/40校 中学校 22/22校 ・「自分らしい生き方を実現していく」道路指導を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進める。 職業体験学習 中学校 22/22校	・キャリア教育等の充実により、自己実現をしていく力の育成に努める。	指導課	
			・性別にとらわれず、自己実現のため又意欲を持って子どもに関わる機会とするため、中、高校生の職業体験を継続して受け入れる。 ・積極的に中学生職業体験学習実施、高校生の保育体験の受け入れる。	中学生職業体験学習。 17中学校より依頼、21保育園(25園中)で受け入れ。 ・高校生保育体験3校受け入れ。	A	・性別にとらわれず、自己実現のため又意欲を持って子どもに関わる機会とするため、中、高校生の職業体験を継続して受け入れる。 ・積極的に中学生職業体験学習実施、高校生の保育体験の受け入れる。	・性別にとらわれず、自己実現のため又意欲を持って子どもに関わる機会とするため、中、高校生の職業体験を継続して受け入れる。 ・積極的に中学生職業体験学習実施、高校生の保育体験の受け入れる。	・性別にとらわれず、自己実現のため又意欲を持って子どもに関わる機会とするため、中、高校生の職業体験を継続して受け入れる。 ・積極的に中学生職業体験学習実施、高校生の保育体験の受け入れる。	児童福祉課	
2	保育士・教職員に対する研修の充実	講演会、事例研修、公開保育の実施	・公開授業・保育を実施することで研修を深めている。 幼稚園 24/24園 小学校 40/40校 中学校 22/22校	公開授業・保育を実施することで研修を深めている。 幼稚園 24/24園 小学校 40/40校 中学校 22/22校	A	事業の推進と継続	公開授業・保育を実施することで研修を深めている。 幼稚園 23/23園 小学校 40/40校 中学校 22/22校	・授業公開・研修等を実施、教員の資質向上を図る。	指導課	
			・保育士の人権意識高揚のための研修を行う。 研修回数 7回、参加人員 41名 内容:講演会、事例研修、公開保育	・保育士の人権意識高揚のための研修実施 研修回数 7回、参加人員 39名 内容:講演会、事例研修、公開保育	A	・保育士の人権意識高揚のための研修を行う。 研修回数 7回、参加人員 40名 内容:講演会、事例研修、公開保育	・保育士の人権意識高揚のための研修を行う。 研修回数 7回、参加人員 45名 内容:講演会、事例研修、公開保育	児童福祉課		
3	男女間で不必要な区別、慣習や慣行の見直し	性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進 ・園児の道具箱、カバンかけ、クラス名簿、くつ箱など生活のなかでの不必要な男女の区別の見直し	・不必要な区別・慣習や慣行の見直し、男女共同参画の視点を身に付ける教育活動を推進 幼稚園 24/24園 [導入済み] 小学校 40/40校 " 中学校 22/22校 "	不必要な区別・慣習の見直しをさらに、男女共同参画の視点に立った教育を進める。 幼稚園 24/24園 [導入済み] 小学校 40/40校 " 中学校 22/22校 "	A	3と4を一つにして推進	・不必要な区別、慣習の見直し 保護者・地域との協働による男女共同参画の学習の推進 ・子ども一人一人が個性や能力を發揮できるよう社会体験学習の実施	・不必要な区別・慣習の見直しをして、男女共同参画社会の実現をめざす教育を進める。	指導課	
			・保育園 25/25 (導入済みであるが、さらに見直しを行う) ・園児の道具箱、カバンかけ、クラス名簿、くつ箱など生活のなかで男女別になっていないか注視していく。 ・遊びの中で遊具や色などの区別がないかを注視していく。	・導入済みであるが、さらに園25園中14園で見直しした。 遊びの中で男女の固定化につながるような見直しをしたり、保育活動で豊富な色の選択や出合いができるように取り組む。 大人の価値観について話し合う。	A	・見直しは継続し行う。 ・遊びの中で遊具や色などの区別がないかを注視していくと共に大人側の意識や行動を見直す姿勢を常にもっていく。	・保育園 25/25園にて導入済みであるが、見直しを継続して行う。 ・園児の道具箱、カバンかけ、クラス名簿、くつ箱など生活のなかで男女別になっていないか注視していく。 ・遊びの中で遊具や色などの区別がないかを注視していく。	・保育園 25/25 (導入済みであるが、さらに見直しを行う) ・園児の道具箱、カバンかけ、クラス名簿、くつ箱など生活のなかで男女別になっていないか注視していく。 ・遊びの中で遊具や色などの区別がないかを注視していく。	児童福祉課	
4	日常的な教育活動の中で、男女共同参画の視点に立った教育の推進	・子どもと保護者・地域の人々が協働して、男女共同参画の考え方を身に付ける学習の推進 ・子ども一人一人が個性や能力を發揮できる生き方ができるよう、職業観や勤労観を育てる社会体験学習等の実施	・保護者・地域との協働による男女共同参画の学習の推進 ・子ども一人一人が個性や能力を發揮できる社会体験学習の実施	保護者・地域の人々が協働して、男女共同参画の考え方を身に付ける学習を推進した。 小学校 40/40校 中学校 22/22校	A	3と4を一つにして推進	・不必要な区別、慣習の見直し 保護者・地域との協働による男女共同参画の学習の推進 ・子ども一人一人が個性や能力を發揮できるよう社会体験学習の実施	・保護者・地域の人々が協働して、男女共同参画の考え方を身に付ける学習を推進する。	指導課	
5	セクシュアル・ハラスメントの防止と対応	職員会議、全体研修会などでセクシュアル・ハラスメントに関する研修等を実施	職員会議、全体研修会などでセクシュアル・ハラスメントに関する研修等を実施	すべての小中学校において、セクシュアル・ハラスメントに関する研修会を実施し、その後アンケートにより各校の実態把握を行った。課題のある学校については、教育委員会事務局より、学校長や該当職員に対して指導を行った。	A	セクシュアル・ハラスメント防止の意識をより向上し、職場全体でセクシュアル・ハラスメントの防止を恒常的に行うようにする。その方策として、各職場における研修会を継続していく。	職員会議、全体研修会などでセクシュアル・ハラスメントに関する研修等を実施	各学校にセクハラ対策委員を設け、相談しやすい職場環境を構築する。 職員会議、全体研修会などでセクハラに関する研修等を実施する。 アンケートを行い、教育委員会事務局より該当校の管理職等に指導する。	学校教育課	
			・平成23年8月11日に男女共生教育研究協議会との共催研修会「女性と人権について」を実施。講師は関西大学人権問題研究室委嘱研究員宮前千雅子さん。	平成23年8月11日に男女共生教育研究協議会との共催研修会「女性と人権について」を実施。講師は関西大学人権問題研究室委嘱研究員宮前千雅子さん。	A	男女共同参画社会の実現に向け、より視野を広げるために今後も継続して研修会を実施する必要がある。	平成24年8月7日に男女共生教育研究協議会との共催研修会「ジェンダーの視点から教育を見直す」を実施。昨年度に引き続き、講師は関西大学人権問題研究室委嘱研究員宮前千雅子さん。	・男女共生教育研究協議会との共催による教職員研修講座を実施する。	教育支援課	
			・市職員に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための啓発	・職員に研修等を通じ、「要綱」の周知を行う。また、相談及び発生があれば適切に対応する。	A	・「四日市市職員のセクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱」の周知・啓発	・職員に研修等を通じ、「要綱」の周知を行う。また、相談及び発生があれば適切に対応する。	・今後も、管理職候補者研修等で制度周知を行うとともに、相談及び発生があれば適切に対応する。	人事課	

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題2 男女平等教育・生涯学習

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成24年度新規事業等、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	23年度			今後の課題・対策	24年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画	進捗状況		
6	男女平等観を育てる講座の充実	地区市民センターで開催する「ひとづくり、まちづくり」を目的とした多様な講座の中で、地域の実情に応じて、男女共同参画を推進するための講座を開催	地区市民センター講座 ・男女共同参画講座 1センター 5回 100人 ・男女共同料理教室 1センター 1回 12人 ・男の料理教室 7センター 21回 384人 ・主夫を楽しもう(家庭菜園・料理・掃除) 1センター 3回 20人	地区市民センター講座 ・男女共同参画講座 1センター 5回 172人 ・男女共同料理教室 1センター 1回 16人 ・男の料理教室 8センター 23回 445人 ・主夫を楽しもう(家庭菜園・料理・掃除) 1センター 3回 55人	A	地区市民センターにおいて、男女共同参画のきっかけとなるよう、男性のための料理教室を開催した。今後は、料理教室以外の講座にも取り組み、男女共同参画を推進するための講座の開催を継続していく。	地区市民センター講座 ・男女共同参画講座 6センター 12回 313人 ・男女共同料理教室 1センター 1回 16人 ・男の料理教室 9センター 23回 410人 ・父と子の料理教室 1センター 1回 20人	地区市民センターにおいて、男女共同参画を推進するための講座の開催を継続していく。	地区市民センター(市民生活課)	
		家庭教育講座委託事業の実施	家庭教育講座委託事業の実施	四日市市PTA連絡協議会(86単位PTA)及び16の私立幼稚園、小・中学校で実施。	A	保護者や子どもが興味を持てるように内容を工夫した家庭教育講座の開設を促している。	四日市市PTA連絡協議会(85単位PTA)及び16の私立幼稚園、小・中学校で実施	家庭教育講座委託事業を継続実施し、市民の意識啓発を行う。	社会教育課	
		さんかくカレッジ、映画上映、市民企画支援、出前講座を実施	さんかくカレッジ(市民企画含む) ・映画上映 ・はもりあ四日市15周年記念事業 ・電話相談ボランティア研修 ・出前講座	さんかくカレッジ(市民企画含む)(27講座) ・映画上映(1回) ・はもりあ四日市15周年記念事業(24講座) ・電話相談ボランティア研修(3回) ・出前講座(5回)	A	現状どおり実施している。	さんかくカレッジ(市民企画含む) ・映画上映 ・はもりあフェスタ ・出前講座	子どもや男性など、これまで男女共同参画に関わりのなかった層へのアプローチとして、さんかくカレッジ、映画上映を実施。また、市民企画、はもりあ週間、グループ支援、働く女性支援、電話ボランティア研修、出前講座等を市民と協働して実施する。	男女共同参画センター	
7	ジェンダーに敏感な視点を持った指導者の育成と活用	登録グループへの研修の実施 ・地域で男女共同参画を推進していく要となるアドバイザーの活用 ・男女共同参画人材リスト登録者研修の実施	登録グループのつどいの開催 ・登録グループ対象研修会の実施 ・男女共同参画人材リスト登録者研修の開催 ・地域マネージャー研修の実施	登録グループのつどい 2回 ・登録グループ対象研修会 1回 ・男女共同参画人材リスト登録者研修 1回 ・地域マネージャー研修の実施 1回 ・男女共同参画アドバイザー等によるちよこつと参画教室の実施 2回	A	登録グループへの研修を充実させる。男女共同参画アドバイザーの更なる活用を検討する。	登録グループのつどいの開催 ・登録グループ対象研修会の実施 ・男女共同参画人材リスト登録者研修の開催 ・地域マネージャー研修の実施 ・男女共同参画アドバイザー等によるちよこつと参画教室の実施	登録グループのつどいを継続して実施する。 ・登録グループを対象とした研修会を実施する。 ・登録グループを対とした研修会を実施する。 ・男女共同参画人材リスト登録者研修を実施する。	男女共同参画センター	
8	男女共同参画を推進するグループ等への支援	男女共同参画に関する情報提供や研修の実施に努めるなど、登録グループへの積極的な支援の実施	毎月1回情報誌「はもりあ」及びセンター事業について情報提供 ・メールマガジンでの情報提供 ・登録グループ情報の紹介(情報誌「はもりあ」への掲載、チラシの設置など) ・登録グループのつどい 2回 ・登録グループ数 62団体	毎月1回情報誌「はもりあ」及びセンター事業について情報提供 ・メールマガジンでの情報提供 ・登録グループ情報の紹介(情報誌「はもりあ」への掲載、チラシの設置など) ・登録グループのつどい 2回 ・登録グループ数 62団体	A	現状どおり実施している。	毎月1回情報誌「はもりあ」及びセンター事業について情報提供 ・メールマガジンでの情報提供 ・登録グループ情報の紹介 ・登録グループのつどいの開催	毎月1回情報誌「はもりあ」を送付するとともにセンター事業について情報提供を行う。 ・登録グループ情報の紹介を行う。	男女共同参画センター	
9	託児付き講座の推進	市民大学一般クラスにおける託児設定の促進	市民大学6コース中1コースにつき託児設定	市民大学託児設定コース 6コース中 1件	A	企画運営団体募集の時点で、託児設定の必要性を感じてもらえるように働きかける	市民大学6コース中1コースにつき託児設定	引き続き、市民大学企画運営団体募集要項に託児設定希望の事項を入れ、託児設定コースについては、運営費を上乗せして募集をかける。	文化国際課	
		地区市民センター講座の内容や趣旨を考慮して必要に応じた託児の実施	地区市民センター講座(託児あり) 2センター 2回	地区市民センター講座(託児あり) 1センター 1回	A	地区市民センター講座において、必要に応じて託児を実施する。	地区市民センター講座において、必要に応じて託児を実施する。	地区市民センター講座において、必要に応じて託児を実施する。	地区市民センター(市民生活課)	
		手話奉仕員養成講座などにおいて託児を実施	引き続き手話奉仕員養成講座において託児を行い、広く子育て世代にも講座受講を促す。	予算は確保していたが、講座の開催が夜間ということもあり、託児の申込みがなく実施する必要がなかった。	A	-	託児の予定なし(今年度の手話奉仕員養成講座は、23年度からの連続講座であり、受講者が固定していること、また、夜間に開催のため、託児は行わない。)	手話奉仕員養成講座などにおいて託児を継続して実施する。	障害福祉課	
		市主催各種講座での託児の実施について各課へ働きかけ	男女共同参画センターの全事業で託児を実施する。 ・各課へ託児実施を働きかける。	男女共同参画センターの全事業で託児を実施する。 ・託児者の紹介	A	各課へ託児の実施を働きかける。	男女共同参画センターの全事業で託児を実施する。 ・各課へ託児実施を働きかける。	男女共同参画センター全事業で託児を実施する。 ・他課主催の講座について、託児の実施を働きかけるとともに、支援を行う。	男女共同参画課	
よっかいち人権大学等の各種講座の内容や趣旨を考慮して必要に応じた託児の実施	よっかいち人権大学「あすてっぶ」託児付講座7回	よっかいち人権大学「あすてっぶ」託児付講座7回 託児3人	A	託児付講座の開催を市民に広く周知している。	よっかいち人権大学「あすてっぶ」託児付講座7回	継続して実施する。	人権センター			
10	男女共同参画に関する学習情報の提供	出前講座の実施	出前講座 5回	出前講座 5回	A	出前講座の利用を促進するため男女共同参画アドバイザーとも協力して各種団体への働きかけを進める。	出前講座の実施	出前講座(男女共同参画課メニュー)を継続して実施する。 ・地区市民センターと連携し、地域団体への働きかけを行う。	男女共同参画センター	
		生涯学習いきいき出前講座の実施	四日市市生涯学習いきいき出前講座メニュー表の分類に「男女共同参画」を設ける。 メニュー数 4件	メニュー数 4件	A	生涯学習の機会に「男女共同参画」を意識できるよう、生涯学習いきいき出前講座の事業の中で継続する	四日市市生涯学習いきいき出前講座メニュー表の分類に「男女共同参画」を設ける。 メニュー数 4件	四日市市生涯学習いきいき出前講座メニュー表の分類に「男女共同参画」の項目を継続して設定する。	文化国際課	
		インターネットによる学習情報の提供	はもりあ四日市ホームページからの講座情報の提供 ・メールマガジンによる講座情報の提供 ・市ホームページの利用による講座情報の提供	はもりあ四日市ホームページからの講座情報の提供 ・メールマガジンによる講座情報の提供 ・市ホームページの利用による講座情報の提供	A	ホームページ、メールマガジン以外のツールの活用を検討する。	市及びはもりあ四日市ホームページからの講座情報の提供 ・メールマガジンによる講座情報の提供	はもりあ四日市ホームページやメールマガジンなどで講座情報の提供を行う。	男女共同参画センター	
		インターネットによる学習情報の提供	インターネットによる学習情報の提供の検索分類に「女性、男女共同参画」を設ける。 情報提供数 7件	情報提供数 7件	A	生涯学習の機会に「男女共同参画」を意識できるよう、学習情報提供の事業の中で継続する	インターネットによる学習情報の提供の検索分類に「女性、男女共同参画」を設ける。 情報提供数 7件	インターネットによる学習情報の提供の検索分類に「女性、男女共同参画」を設ける。	文化国際課	

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり

(1) 指標 「審議会等の女性委員比率」

基準値 (平成 21 年度実績値)	31.5%
実績値 (平成 23 年度)	32.5%
(平成 24 年度)	32.6%
目標値 (平成 26 年度)	40%以上 60%以下

指標の設定について：
重要な事柄を決める場に人口の半数である女性が参画することが、男女共同参画を進めるに当たって非常に重要であるとの認識から、特に今後のまちづくりの方向性を決める場である審議会等への女性委員の登用率を社会環境づくりの指標とした。

目標値設定と実績評価：

目標値については、審議会等において男女の視点が反映されることが重要であることから、男女のいずれも4割を下回らないことを目標として設定した。

実績については、「四日市市審議会等女性委員登用推進要綱」に基づき、審議会ごとに目標を設定し、委員委嘱に際しては、人事課及び男女共同参画課への事前協議を徹底させた結果、若干ながら昨年度を上回ることができた。専門分野によっては女性の人材が少ないものがあるという状況はあり、国の目標である30%にも達していない審議会もまだまだみられるが、40%を達している審議会数は前年度の48.0%から53.3%と着実に増えている。今後も女性の人材発掘、育成とともに、市民委員の登用等、審議会等の設置要綱等の見直しも含めて女性委員の登用を促進していく必要がある。

(2) 重点課題とプラン・施策の方向

重点課題1 「政策・方針決定過程への男女共同参画」

審議会等への男女共同参画の推進

審議会等の委員構成において、男女いずれか一方の性に偏ることがないように配慮を行います。

各種団体、企業等における男女共同参画の促進

地域や職場などさまざまな場面で男女がともに参画できるよう、啓発、情報提供などに努めます。なお、「企業等」には農業、自営業等の家族的経営の事業者も含まれます。

女性のエンパワーメント促進、人材の育成

女性の社会参画が進むよう、講座、講演会などを通じて、女性のエンパワーメントを進め、人材の育成に努めます。

重点課題2 「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進」

家庭での男女の自立を促進

家庭生活においても固定的な性別役割分担意識にとらわれることがなく、男女がともに家庭責任を担えるよう、啓発や情報提供を行います。

仕事等と家庭生活の両立を支援(子育て、介護等への支援も含む)

男女が家族の対等な一員としての責任を果たしながら、子育てや介護などの家庭生活と仕事や地域活動などとのバランスがとれた生活が送れるよう、サービスの提供や条件整備を進めます。

男女の平等な就労環境の整備促進

特に事業者に対して、男女雇用機会均等法などの法令遵守や育児・介護休業制度などの活用、家庭生活等との両立などについて啓発したり、情報提供を行っていきます。

女性の就労・再就職・起業へのチャレンジ支援

働きたい女性がそのライフサイクルに応じて就労ができるよう、就労意欲や能力を向上させるための学習機会や情報の提供を関係機関と連携して進めるなど、あらゆる手法により支援する取組を進めます。

重点課題3 「地域社会での男女共同参画の推進」

地域活動への男女共同参画の推進

地域団体やNPOなどと協働して、地域活動に男女がともに参画することの必要性や意義をわかりやすく伝えていくとともに、男女がともに参画しやすい環境整備などに努めます。

男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進(防災、防犯、環境など)

国の男女共同参画基本計画(第2次)にも示されているように、新たな取組を必要とする分野である防災(災害復興を含む)、防犯、環境などをはじめ、さまざまな分野の地域活動で男女がともに参画できる環境を、地域団体等と連携して整えるなどして、男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進に努めます。

重点課題4 「国際化に対応した男女共同参画」

多文化共生における男女共同参画の推進

市民等と連携して、男女共同参画の視点に立った外国人市民との相互理解と共生を進める活動などに取り組み、より住みやすい地域づくりを進めます。

国際情勢などへの関心や協調に配慮した男女共同参画の推進

市民、事業者へ国際的な男女共同参画の動きについて、各種情報を提供するなどしてその理解を深め、意識を高めるなどの男女共同参画の推進に努めます。

(3) 主な取り組み状況

重点課題1 「政策・方針決定過程への男女共同参画」

審議会等への女性委員の登用を進めるため、四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づき各審議会ごとに登用推進計画を策定し、委員改選に当たっては、人事課及び男女共同参画課への事前協議を徹底し登用率の向上に努めた。(コード:1)

職員については、地域での男女共同参画の必要性について、管理職及び男女共同参画推進員研修、及び地区市民センター館長対象の研修を実施した。また、平成23年度には、新たに男女共同参画推進リーダーおよび推進員を対象に男女共同参画基礎講座とメディアリテラシー講座を実施した。その他、各階層ごとの職員研修において男女共同参画についての研修を実施し、意識の向上に努めた。(コード:4)

地域で活躍する女性の人材情報を収集し、女性人材リストへの登録者数を増やすと共に、人材リスト登録者および男女共同参画センター登録グループ向けに「女性が政策決定の場に参画する意義」、「地域での男女共同参画の必要性」についての研修を実施し、女性リーダーとしての意識の向上を図った。

(コード:6・7)

重点課題2 「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進」

多様な保育サービスやファミリーサポートセンター事業の充実、育児学級「パパママ」教室の開催や認知症サポーター養成講座をはじめ介護に関する出前講座の開催など、保育、介護、保健の分野で、ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なサービスの充実と情報提供を行った。また、家庭及び地域で性別に関わりなくその責任を果たすための意識啓発として、平成22年度に引き続き「父親の子育てマイスター養成

講座」を開催したのをはじめ、男性の家事、育児に関する講座や「お父さんの遊ぼう会」(子育て支援センター)などを開催した。(コード:1・2・3・4・5・6・7)

平成 23 年度新たに企業でのワーク・ライフ・バランスの取り組みを促進するため、四日市商工会議所等の協力を得て、企業向けにワーク・ライフ・バランス力向上セミナーとして講演会とタイムマネジメント研修を実施した。また、はもりあ四日市のホームページ等で企業を含め広く市民にワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行ったほか、先進的な取り組み企業の表彰の見直しや総合評価入札方式における評価加点の実施など、企業での取り組みの促進を図った。(コード:8・9・11)

男女共同参画センター、商業勤労課で、ハローワークや商工会議所等関係機関と連携して労働関係法令等の情報提供を行った。また、女性の再就職、起業支援のため、再就職応援講座の実施や男女共同参画センターで週一回のチャレンジ相談を行った。(コード:9・10・11・12・13・14)

重点課題3 「地域社会での男女共同参画の推進」

自治会やPTA等地域団体での女性会長の登用等、女性の参画が進むよう様々な機会を通じて働きかけを行った。平成 23 年度は特に自治会での女性登用を進めるための方策を検討するために NPO 等市民グループとの協働で取り組みを開始した。また、男女共に市民活動に参画できるよう、市民活動センターを市民活動の拠点施設として提供するほか、個性あるまちづくり支援事業等で財政的にも支援を行った。更に、男女共同参画センターで情報紙「はもりあ」や「さんかくカレッジ」、出前講座など情報提供等を行い女性のエンパワーメントと意識啓発に努めた。(コード:1・2・4)

男女ともに家庭生活や地域活動に参画できるような働き方への変革を進めるため、企業向けのワーク・ライフ・バランスセミナーの開催や出前講座で意識啓発を行った。また、庁内のワーク・ライフ・バランスを進めるため、職員の意識調査を実施した。今後この調査結果を基に方策の検討をすすめる。(コード:3)

重点課題4 「国際化に対応した男女共同参画」

男女共同参画センター情報紙「はもりあ」で、世界の男女共同参画についての情報提供を行った他、映画を通して世界の男女共同参画について考える講座を開催した。(コード:1)

平成 23 年度は三重県国際交流財団と連携し、外国人向けの DV 防止講演会(出前講座)を開催した他、四日市国際交流センター、国際共生サロン、男女共同参画センター等が連携し、外国人女性への相談、支援を行った。(コード:2)

(4) 各事業評価と今後の方針

別表「男女共同参画プランよっかいち施策進捗状況調査表(基本目標)」のとおり

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
 重点課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
 平成24年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	23年度			今後の課題・対策	24年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	審議会等への女性参画比率の向上	・審議会等委員に占める女性割合について目標設定 ・推薦依頼の見直し ・人材リストの充実及び活用促進 ・審議会などにおける託児の実施	・四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づいて、各審議会ごとに登用推進計画を策定するとともに、委員改選に当たっては、事前協議を徹底し、登用率の向上に努める。	・審議会等への女性の登用率 32.5% ・男女の一方の数が40%未満とならない審議会等 47か所 ・女性のいない審議会等 3か所	B	・審議会等への女性参画については、着実に向上しているが、目標達成には至っていない。 ・平成26年度までに目標を達成するよう、確実に進捗管理を行う。	・四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づいて、各審議会ごとに登用推進計画を策定するとともに、委員改選に当たっては、事前協議を徹底し、登用率の向上に努める。	1. 審議会等委員の比率は、男女の一方の数が委員総数の10分の4未満とならない構成を目標とする。 2. 女性委員0の審議会等は、委員改選の際に解消を図る。	人事課	
			・人材リスト登録者研修会の実施 ・男女共同参画推進リーダー・推進員研修において、人材リスト活用促進を働きかける。	・人材リスト登録者数 137名 ・人材リスト登録者研修会 1回 ・部長会議、庁内調整会議、男女共同参画推進リーダー会議及び職員研修において、人材リストの活用促進を働きかけ ・地区市民センター館長にて地域の女性人材の登録依頼	A	・各課に人材リスト利用を働きかける。 ・人材リスト登録者研修会を充実させる。	・人材リスト登録者研修会の実施 ・各種会議、研修等の機会を捉え、人材リスト活用促進を働きかける。	・人材リスト登録者数130名(平成26年度末)を目標とする。 ・人材リスト利用件数年間20件を目標とする。 ・四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づく事前協議を徹底し、適正な登用率となるよう働きかけを行う。	男女共同参画課	
2	管理・監督職への女性登用促進	・係長以上の役付職員の男女比率を職員全体の男女比率に少しでも近づけるよう、女性職員の職務経験及び能力向上につながる配置等の実施 ・管理・監督職への女性登用促進	・市の役付職員(係長級以上)の女性比率 38.5% 参考 職員全体の女性比率 47.6%	A	・管理・監督職への女性登用については、中長期的に育成を行う必要がある。	・職務経験及び能力向上につながる職員配置を行うとともに、職員本人の意欲にも意を配しながら登用を図っていく。	・職務経験及び能力向上につながる職員配置を行うとともに、職員本人の意欲にも意を配しながら登用を図っていく。	・管理・監督職への女性登用に当たっては、中長期的な育成を行う必要があり、本人の意欲を尊重した配置や性別によって偏りのない役割分担を進める中で、一定の経験や能力向上につながるよう意を配しながら、登用に努めていく。	人事課	
3	女性職員の職域拡大	・女性職員が幅広い職務経験を持てるよう、業務上の人員配置に配慮	・男女の偏りのない配置を行うことにより、女性職員の職域拡大に努める。	B	・少数職場や消防、現業職場など女性職員の配置が困難な場合もある。	・女性職員が幅広い職務経験を持てるよう、継続して業務上の人員配置に配慮していく。	・女性職員が幅広い職務経験を持てるよう、継続して業務上の人員配置に配慮していく。	人事課		
4	男女共同参画を進めるための職員研修の充実	・階層別職員研修の行政課題の項目として男女共同参画に関する研修を実施	・新規採用職員研修等階層別研修において、男女共同参画に関する研修を実施する。	A	全庁的に男女共同参画に関する意識の改革、知識の普及を図るため、階層別研修において取り組んでいく必要がある。	・階層別研修(本市の行政課題「男女共同参画社会への取組み」)の実施	・階層別研修で継続して実施する。	職員研修所		
		・管理職及び男女共同参画推進員等研修を実施	・平成22年度に引き続き、管理職及び男女共同参画推進リーダー・推進員研修を実施する。	A	男女共同参画に関する意識の高揚を図るため、男女共同参画推進を担うリーダーを養成する。	管理職及び男女共同参画推進員研修の実施	・管理職及び男女共同参画推進リーダー・推進員研修を継続して実施する。	職員研修所 男女共同参画課		
		・男女共同参画についての研修会・会議等に派遣	・平成22年度に引き続き、男女共同参画に関する研修に職員を派遣するとともに、女性職員の資質・能力の向上を図るための研修に職員を派遣する。	A	男女共同参画の推進及び女性職員の資質・能力の向上を図るため、積極的に外部研修に派遣する。	国立女性教育会館、市町村アカデミー研修への派遣	・各種研修機関へ継続して職員を派遣する。	職員研修所 男女共同参画課		
5	各種団体、企業等への情報提供	・男女共同参画にかかるとの情報提供	・企業向け研修や雇用実態調査など、あらゆる機会を通じて、引き続き男女共同参画にかかるとの国、県、市などの情報提供を行う。	B	今後も引き続き実施していく。	引き続き男女共同参画にかかるとの国、県、市などの情報提供を必要に応じて行います。	・男女共同参画にかかるとの国、県、市などの情報提供を行う。	商業勤務課		
		・男女共同参画推進に向けて企業訪問等の実施	・男女共同参画週間の啓発 ・企業向け研修の実施 ・企業への情報提供	A	企業向け研修の実施にあたり、企業の方々の意向を聴取する方法を検討する。	・男女共同参画週間の啓発 ・企業向け研修の実施 ・企業への情報提供	・企業向け研修の実施や、情報提供を行っていく。	男女共同参画課		
6	女性リーダーの育成	・さんかくカレッジ、市民企画支援、働く女性支援等において女性リーダーを育成	・人材リスト登録者研修会の実施 ・さんかくカレッジ ・電話相談ボランティア研修 ・出前講座 ・はもりあ四日市15周年記念事業	A	今後も女性リーダーを育成するための研修会・講座を継続的に実施していく。	・人材リスト登録者研修会の実施 ・さんかくカレッジ ・はもりあフェスタの開催 ・電話相談ボランティア研修 ・出前講座	・男女共同参画人材リスト登録者研修会をはじめ、さんかくカレッジ、市民企画講座、グループ支援、働く女性支援、電話ボランティア研修、出前講座等、女性リーダー育成のための講座を実施する。	男女共同参画センター		
7	女性人材情報の収集と提供	・人材リストの充実及び活用促進	・人材リスト登録者研修会の実施 ・男女共同参画推進リーダー・推進員研修において、人材リスト活用促進を働きかける。	A	女性の人材発掘、及び人材リスト利用数増加のための働きかけを継続して行う。	・人材リスト登録者研修会の実施 ・男女共同参画推進リーダー・推進員研修において、人材リスト活用促進を働きかける。	・登録グループを対象とした研修会の実施等により、新たなリスト登録者を育成、発掘する。 ・男女共同参画人材リスト登録者の更なる意識向上を図るため、研修を実施する。 ・男女共同参画推進リーダー等へ人材リスト利用促進について働きかける。	男女共同参画課 人事課		

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
 重点課題2 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
 平成24年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	23年度			今後の課題・対策	24年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	男女がともに介護責任を果たすための意識啓発	・介護保険と高齢者施策の出前講座等の実施	出前講座等(地域における認知症サポーター養成講座を含む)実施 「介護に疲れていませんか?」高齢者虐待を 防ぎましょう。 「介護保険と高齢者施策」 「認知症サポーター養成講座」認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってください。」 4回、参加者120人	出前講座 「介護に疲れていませんか?」高齢者虐待を 防ぎましょう。開催なし 「介護保険と高齢者施策」4回、参加者120人 「認知症サポーター養成講座」認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってください。」94回 参加者3,180人	A	今後も開講希望者のニーズにあわせて講座を行っていく。	出前講座等(地域における認知症サポーター養成講座を含む)の実施 「介護に疲れていませんか?」高齢者虐待を 防ぎましょう。 「介護保険と高齢者施策」 「認知症サポーター養成講座」認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってください。」	・出前講座を継続して実施する。	介護・高齢福祉課	
2	保育園等の施設における多様な保育サービスの充実	・乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育、病児保育、休日保育など多様な保育サービスの実施	乳児保育 28園で実施、年間延2,600人 延長保育 22園で実施、1日あたり200人 一時保育 13園で実施、延べ7,200人 (月平均利用数 600人) 障害児保育 30園で実施 300人 病児保育 1園で実施、延べ1,300人 (1日平均 4.8人) 休日保育 1園で実施、延べ250人 特定保育 11園で実施、延べ350人 保育園数 公立25園、定数 2,370人 私立24園、定数 2,110人	乳児保育 30園で実施 延長保育 22園で実施 一時保育 13園で実施 障害児保育 26園で実施 病児保育 1園で実施 休日保育 1園で実施 特定保育 11園で実施 保育園数 公立25園、定数 2,370人 私立24園、定数 2,110人	A	・特別保育等の実施については、私立園等と協議しながら、順次拡充に努めていく。	乳児保育 31園で実施 延長保育 23園で実施 一時保育 15園で実施 障害児保育 30園で実施 病児保育 1園で実施 休日保育 2園で実施 特定保育 14園で実施 保育園数 公立25園、定数 2,390人 私立25園、定数 2,245人	・特別保育等の実施については、私立園等と協議しながら順次拡充に努めていく。	児童福祉課	
3	地域の子育て環境整備と支援体制の充実	・ファミリー・サポート・センター事業の充実 ・学童保育の実施	・会員数1,230 活動件数 4,400	・会員数1,226、活動件数 3,251	A	・援助会員の増員に向け、PRしていく。また、23年度より緊急サポートも実施しているため研修等によりレベルアップをはかる。	・会員数1,230、活動件数 3,500	・ファミリー・サポート・センター事業を充実する。	児童福祉課	
			・未設置小学校区での新規開設を支援。 ・大規模化している学童保育所については、適正規模への分割を推進する。	・大規模学童保育所の分割による開設および新規開設各1箇所 (市内開設学童数計37)	B	・未設置小学校区での新規開設の支援。	・未設置小学校区での新規開設を支援。 ・大規模化している学童保育所については、適正規模への分割を推進する。	・1小学校区1ヶ所を基本に、未設置小学校区での新規開設を支援する。また、大規模化している学童保育所については、適正規模への分割を推進する。	社会教育課	
4	子育てに関する情報提供と相談の充実	・子育て支援事業、子育てに関する情報提供と相談の充実 ・未就学園児や、その保護者に遊び場や交流の場の提供 ・積極的な子育て相談の実施	・子育て支援事業 22保育園で実施・利用者数 20,350人 子育て支援センターの利用者数 85,000人 ・家庭児童相談室での相談件数 1,900件	・子育て支援事業 22保育園で実施・利用者数 18,295人 子育て支援センターの利用者数 77,508人 ・家庭児童相談室での相談件数 2,181件	A	・子育て支援センターの事業を充実すると共に、市内全域で行う保育園のあそぼう会の充実を図り利用者数を増やし、身近な地域で子育て、子育て仲間を作り、安心して子育てができるよう子育て支援事業を進めていく。	・子育て支援事業 22保育園で実施・利用者数 18,300人 子育て支援センターの利用者数 79,000人 ・家庭児童相談室での相談件数 2,200件	・子育て支援事業、子育てに関する情報提供と相談の充実をはかる。 ・未就学園児や、その保護者に遊び場を提供する。 ・積極的な子育て相談を実施する。 ・DVケース等で関係課と連携の強化を図る。	児童福祉課	
		・幼稚園での子育て支援推進事業の実施	・幼稚園での子育て支援推進事業 24園で実施 親子13,521組が利用 子育て相談 971件 ・活動充実のために園づくり活動指導員配置各園 週1回程度 ・園づくりのための指導員研修会	幼稚園での子育て支援推進事業 24園で実施 親子14,563組が利用 子育て相談 1,325件 活動充実のために園づくり活動指導員配置各園 週1回程度	A	事業の充実	23年度と同じ ・園づくりのための指導員研修会	・幼稚園での子育て支援事業を継続する。	指導課	
		・育児学級「パパママ教室」の開催	・平成22年度と同様に毎月実施(年6回は日曜日開催、必要に応じて回数増)	・パパママ教室参加者: 妊婦221人、夫などの家族202人 合計:423人 ・日曜日は2回開催した月もあり、教室としては合計16回開催	A	・さらに父親の参加向上に向けて、必要に応じて開催回数の増加を行う。	平成23年度と同様に毎月実施(年6回は日曜日開催、必要に応じて開催回数増)	・父親(妊婦の夫)の参加向上にむけての休日開催などを実施する。	健康づくり課	
5	男女がともに育児を担うための実践的講座の実施	・お父さんと遊ぶ会の実施 (子育て支援センターで実施) 年132回、参加人数 670人	・お父さんと遊ぶ会の実施 (子育て支援センターで実施) 年150回、参加人数 544人	A	・父親のあそぼう会参加そのものがまだ少なく、参加率を上げていく必要がある。各子育て支援センターで、父親の参加型の催しを企画し、気軽に参加できるように進めていく。	・お父さんと遊ぶ会の実施 (子育て支援センターで実施) 年160回、参加人数 550人	・父親の育児参加を促すための「お父さんと遊ぶ会」の継続実施と周知をはかる。 ・男性の育児参加に関する講座を実施する。 ・「お父さんと遊ぶ会」の箇所を1センター増やす。	児童福祉課		
		・男性の子育てに関する講座の実施	・父親の子育てマイスター養成講座の実施 ・父親の子育て相談員による相談活動の開始	・父親の子育てマイスター養成講座の実施 ・父親の子育て相談員による相談活動の開始	A	・父親が気軽に子育てについて話せる場が必要であるので養成講座の実施と共に「父親の子育て相談員」の活動を広くアピールしていく。	・父親の子育てマイスター養成講座の実施 ・父親の子育て相談員による相談活動 「パパブック(仮称)作成	・父親の子育てマイスター養成講座を継続して実施する。	児童福祉課	
		・夏休み子どもさんかくカレッジの実施 ・春休み子どもさんかくカレッジの実施	・子どもさんかくカレッジ 2回 ・さんかくカレッジ(市民企画) 1企画3講座 ・15周年記念事業7-7ツツツ 1回	A	より多くの方に参加していただけるよう働きかけるとともに、継続して実施していく。	・子どもさんかくカレッジの実施 ・さんかくカレッジでの講座の実施 ・はもりあフェスタでのワークショップ開催	・夏休み子どもさんかくカレッジの継続実施 ・男性の育児参加に関する講座の実施	男女共同参画センター		

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題2 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成24年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	23年度			今後の課題・対策	24年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
6	高齢期における男女の自立のための講座の実施	・男性のための料理教室の開催	・男性カレッジ「はじめての台所」の開催	・男性カレッジ「はじめての台所」1企画3講座	A	より多くの方に参加していただけるよう働きかけるとともに、継続して実施していく。	・男性カレッジ「はじめての台所」の開催	・男性のための料理教室を継続して実施する。	男女共同参画センター	
7	介護サービス情報の提供と相談の充実	・各在宅介護支援センター、地域包括支援センターで情報提供、相談の実施	・各在宅支援センター(市内25カ所)及び各地域包括支援センター(市内3カ所)での情報提供、相談の実施	各在宅支援センター(市内25箇所)で実施 相談件数 40187件 各地域包括支援センター(市内3箇所)で実施 相談件数 20,235件	A	よりきめ細かく情報提供や相談対応ができるよう、特に住民に身近な相談窓口である、在宅介護支援センターの体制充実が必要	各在宅支援センター(市内25カ所)及び各地域包括支援センター(市内3カ所)での情報提供、相談の実施	在宅介護支援センターのカ所数増及び体制充実を進めつつ、引き続き在宅介護支援センター及び地域包括支援センターでの情報提供や相談を実施する。	介護・高齢福祉課	
8	仕事と家庭生活の両立のための職場環境づくり	・ワーク・ライフ・バランスの推進	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの実施	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナー(講演会1回、研修会2回) ・市役所内職員のワーク・ライフ・バランスに関する意識調査を実施	A	企業の参加を増やすための方策を検討する。市役所内のワーク・ライフ・バランス推進のための方策をアンケート結果を基に検討する。	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの実施 ・市役所内のワーク・ライフ・バランス推進のための方策を男女共同参画推進リーダー会議等で検討する。	・ワーク・ライフ・バランス推進のための企業への働きかけを行う。	男女共同参画課	
		・子育て中の男女がいいきと働き続けられる企業表彰の実施	・子育て中の男女がいいきと働き続けられる企業表彰の実施	被表彰者の拡大に向けて、基準等の見直しに着手した	B	男女がいいきと働き続けられる企業表彰を実施する。	男女がいいきと働き続けられる企業表彰を実施する。	・子育て中の男女がいいきと働き続けられる企業表彰を実施する。	商業労務課	
		・市職員における育児休業・介護休暇などの制度の活用促進及び月平均30時間を超える長時間職場の解消	・育児休業・介護休暇などの制度を活用しやすい職場環境の整備に努める。 ・恒常的な長時間残業の解消のため、対策を講じる。	・市職員年休取得数 10.6日/年 時間外の実態 19.5時間/月 30時間/月以上の所属 31カ所 ・市職員育児休業取得者数 122人 ・介護休暇取得者数 2人	A	・長時間残業については削減対策を行っているが、解消には至っていない。 ・恒常的な長時間残業の解消のため、対策を講じる。	・育児休業・介護休暇などの制度を活用しやすい職場環境の整備に努める。 ・恒常的な長時間残業の解消のため、対策を講じる。	・育児休業・介護休暇などの制度を活用しやすい職場環境の醸成に努めるとともに、恒常的な長時間残業職場の解消を図る。	人事課	
		・総合評価方式入札において育児休業制度導入の企業の優遇	・総合評価方式入札6本を行う予定	総合評価方式入札3本で育児休業制度の規定がある場合、評価点を加点。	A	育児休業制度を定めていない企業はまだ見られるため、総合評価方式入札を通して普及を図っていく。	総合評価方式入札6本を行う予定。	・今後も総合評価方式における入札を活用し、子育て支援の実施の評価を続ける。	調達契約課	
9	労働関係法の普及と啓発	・男女共同参画にかかると国・県などの情報提供	・国等のパンフレットを関係機関に送付するなど、情報提供を行います。	国、県等の情報を配架し、市民等に提供した	B	今後も引き続き行っていく。	国等のパンフレットを関係機関に送付する	・男女共同参画にかかると国、県などの情報提供を行う。	商業労務課	
		・情報紙はもろあによる情報提供の実施 ・はもろあ四日市ホームページによる情報提供の実施	・情報紙はもろあによる情報提供の実施 ・はもろあ四日市ホームページによる情報提供の実施	・情報紙はもろあによる情報提供の実施 ・はもろあ四日市ホームページによる情報提供の実施	A	今後も引き続き行っていく。	・情報紙はもろあによる情報提供の実施 ・はもろあ四日市ホームページによる情報提供の実施	・情報紙「はもろあ」による情報提供を行う。 ・はもろあ四日市ホームページによる情報提供を行う。	男女共同参画課	
		・雇用実態調査で男女共同参画に関するアンケートを実施	・雇用実態調査で男女共同参画に関する項目を調査します。	雇用実態調査で男女共同参画に関する項目を挿入した	B	引き続き、男女共同参画課と協議していく。	雇用実態調査で男女共同参画に関する項目を男女共同参画課と協議しながら、必要に応じて調査する	雇用実態調査で男女共同参画に関する項目を必要に応じて調査する。	商業労務課	
10	労働に関する各種講座の開催	・ワーク・ライフ・バランスなどに関するセミナーを実施	・再就職応援講座を実施する。 ・企業に対するワーク・ライフ・バランスセミナーを実施する。	・女性のための再就職応援講座 1回(三重県との共催) ・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナー(講演会1回、研修会2回) ・企業向けワーク・ライフ・バランスの事前講座 2回	A	・再就職応援講座の内容の充実を検討する。 ・企業経営者層を対象としたセミナーの実施、出前講座の活用促進を継続実施する。	・女性のための再就職応援講座の開催 ・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの開催 ・企業向けワーク・ライフ・バランスの出前講座の実施	・女性の再就職応援講座やワーク・ライフ・バランス講演会等を実施する。	男女共同参画センター	
11	企業と市民に向けての情報提供	・男女雇用機会均等法にかかる国などの情報提供	・国等のパンフレットを関係機関に送付するなど、情報提供を行います。	国等のパンフレットを関係機関に送付した	B	今後も引き続き行っていく。	国等のパンフレットを関係機関に送付する	・男女共同参画にかかると国、県などの情報提供を行う。	商業労務課	
		・ホームページを活用し、ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介事例を掲載	・はもろあ四日市ホームページにて市内の市内のワーク・ライフ・バランス推進企業を紹介	・はもろあ四日市ホームページにて市内のワーク・ライフ・バランス推進企業を紹介	A	継続して実施していく。 ホームページの内容更新について検討する。	・はもろあ四日市ホームページにて市内のワーク・ライフ・バランス推進企業の新たな更新内容を検討する。	・ホームページでワーク・ライフ・バランス推進企業の事例紹介を掲載する。	男女共同参画センター	
12	女性の就業機会の拡充	・ハローワーク、マザーズサロン四日市と連携し、求人情報や講座の情報提供 ・労働相談機関の情報提供	・ハローワークと連携し、求人情報を提供します。 ・労働相談機関の情報を提供します。	ハローワークが発行する求人情報を配架し、提供した	B	今後も引き続き行っていく。	ハローワークが発行する求人情報を配架し、提供する	・ハローワークと連携し、求人情報の提供を行う。 ・労働相談機関の情報提供を行う。 ・市内施設等にパンフレット等を備え置き、啓発する。	商業労務課	
		・ハローワーク、マザーズサロン四日市、みえチャレンジプラザと連携し、求人情報や講座の情報提供 ・さんかくカレッジにて再就職応援講座・起業セミナーを開催	・再就職応援講座を実施する。 ・チャレンジ相談を実施する。	・女性のための再就職応援講座 1回(三重県との共催) ・チャレンジ相談 週1回	A	三重県がチャレンジ相談を撤退させたため、今後は、はもろあフェスタ等でのチャレンジ相談の実施を検討する。	・再就職応援講座を実施する。 ・チャレンジ相談を実施する。 ・はもろあフェスタでチャレンジショップを開催する。	・再就職応援講座を実施する。 ・チャレンジ相談を実施する。	男女共同参画センター	
13	女性の職業能力開発と職域拡大	・就職セミナーや職業能力開発講座の開催	・商工会議所と協働して就職セミナーを開催したり、求職者資格取得を助成します。	就職セミナーを開催するとともに、求職者資格取得助成金により、就職に有利な資格の取得を支援した。 (ホームヘルパー23件、フォークリフト2件、いずれも女性)	B	今後も引き続き行っていく。	就職セミナーを開催するとともに、求職者資格取得助成金により、就職に有利な資格の取得を支援する	・求職に有利となる資格の取得を支援する。	商業労務課	

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題2 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成24年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	23年度			今後の課題・対策	24年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
14	女性起業家への支援	<ul style="list-style-type: none"> 起業のための情報提供 新規独立開業資金融資等の支援制度を広報 	<ul style="list-style-type: none"> 起業のための情報提供を行います 新規独立開業資金融資等の支援制度を広報します。 	<ul style="list-style-type: none"> 起業のための情報提供を行うとともに、融資等支援制度を広報した 	A	今後も引き続き行っていく。	<ul style="list-style-type: none"> 起業のための情報提供を行い、融資等支援制度を広報するとともに、新規独立開業資金融資の斡旋を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 起業のための情報提供を行う。 新規独立開業資金融資等の支援制度を広報する。 	商業労務課	
		<ul style="list-style-type: none"> さんかくカレッジにて再就職応援講座・起業セミナーを開催 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の起業に関する講座を実施する。 チャレンジ相談を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> チャレンジ相談 週1回 15周年記念事業でチャレンジショップ開催 起業に役立つ情報のパンフレット等を設置 	A	起業に関する講座の開催を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> チャレンジ相談の開催 はもりあフェスタでチャレンジショップを開催 起業に役立つ情報のパンフレット等を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の起業に関する講座を実施する。 チャレンジ相談を実施する。 	男女共同参画センター	
15	女性の経営への主体的な参画促進	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結促進 農村女性アドバイザーと連携した啓発活動の実施 女性認定農業者の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結促進 農村女性アドバイザーと連携した啓発活動の実施 女性認定農業者の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結数 24家族 農村女性アドバイザー: 13人 きらめく女性育成事業視察交流研修会参加アドバイザー、行政との会議に出席 農業委員 女性1名/全体38名 農業従事者(基幹的農業従事者) 男1,575人、女1,126人 計 2,701人 認定農業者の育成 女性認定農業者(20名) 	B	<ul style="list-style-type: none"> 女性農業者の経営への主体的な参画及び社会参加の促進。 家族経営協定の締結のさらなる促進。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結促進 農村女性アドバイザーと連携した啓発活動の実施 女性認定農業者の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 女性農業者の経営への主体的な参画及び社会参加を促進する。 	農水振興課 農業委員会事務局	
16	専門知識の習得と能力開発などへの支援	<ul style="list-style-type: none"> パソコン・簿記研修等専門知識の習得と能力開発など農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> パソコン・簿記研修等専門知識の習得と能力開発など農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 経営研修会:簿記初級研修の参加者数 14人 	A	<ul style="list-style-type: none"> 女性農業者の経営への主体的な参画、実施事業に継続して取り組み、専門知識の習得や能力開発などの活動への支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> パソコン・簿記研修等専門知識の習得と能力開発など農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 専門知識の習得と能力開発などへの活動を支援する。 実施事業に継続して取り組む。 農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援を続け、家族経営協定の締結を促進、女性認定農業者の育成を図り、女性の農業経営への主体的な参画及び更なる地位向上を推進する。 	農水振興課 農業委員会事務局	

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題3 地域社会での男女共同参画

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成24年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	23年度			今後の課題・対策	24年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	地域活動への積極的な参画を促すための意識づくり	・情報紙「はもりあ(男女共同参画センターたより)」の発行 ・地域で活躍できる女性リーダーの育成 ・男性カレッジ修生による新規グループ立ち上げの支援	・情報紙「はもりあ」の発行 ・出前講座の実施 ・市民企画によるさんかくカレッジの支援 ・地区市民センター職員および地域マネージャーへの研修実施	・情報紙「はもりあ」の組回覧(1回) ・出前講座 4回 ・市民企画によるさんかくカレッジの支援 4グループ ・地区市民センター館長研修 1回 ・地域マネージャー研修 1回 ・自治会長への女性の登用を進めるための事業をNPOと協働ではじめる。(女性自治会長への調査3地区、女性自治会長を囲んでの地域懇談会2地区)	A	自治会等地域団体での女性の活躍を進めるための方策を検討する。	・情報紙「はもりあ」の組回覧実施 ・出前講座の実施 ・市民企画によるさんかくカレッジの支援 ・地区市民センター職員等への研修を実施 ・自治会長への女性の登用を進めるための事業をNPOと協働ではじめる。(自治会長へのアンケート実施、ワークショップの開催)	・情報紙「はもりあ」を発行する。 ・出前講座を積極的に行う。 ・市民企画によるさんかくカレッジを支援する。 ・地区市民センターとの連携を進める。	男女共同参画課	
2	地域社会づくりを担うリーダーへの女性の就任	・男女がともに地域で活動していけるよう啓発	・女性を対象とした防災リーダー養成講座を開催する。	防災大学修了生 女性2名/62名 女性防災リーダー研修 参加者43名/53名	A	さらに女性防災リーダーを養成していく	女性を対象とした防災リーダー養成講座を開催する。	・男女がともに地域の活動を担えるよう継続して啓発を行う。	危機管理室	
		・地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう促進	・自治会長 男女がともに地域の活動を担えるよう啓発を行う。	・自治会長への女性登用促進に向けた課題等の聞き取り等に協力。 ・自治会長 女性19人/725人	B	男女がともに地域の活動を担えるよう、地域団体等とも連携して啓発を行う。	・自治会長 自治会長へのアンケート実施等に協力する。 男女がともに地域の活動を担えるよう啓発を行う。	・男女がともに地域の活動を担えるよう継続して啓発を行う。	市民生活課	
		・地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう促進	・地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう促進	PTA会長 小学校: 11/40 中学校: 5/22	B	・地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう、様々な機会を通じて働きかける。	・地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう促進	・性別が偏らずPTA会長を担えるよう四日市市PTA連絡協議会を通じて働きかける。	社会教育課	
3	家庭や地域生活への参画を可能にする職場環境づくり	・家庭や地域活動への参画を可能にする職場環境づくりに向け、国などのパンフレットを企業等関係機関に送付	・国等のパンフレットを関係機関に送付するなど、情報提供を行う。	国等のパンフレットを関係機関に送付した。	B	今後も引き続き行っていく。	国等のパンフレットを関係機関に送付する	・国等のパンフレットを企業等関係機関に送付するなど、情報提供を行う。	商業勤務課	
		・男女共同参画推進に向けて企業訪問等の実施	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの実施	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナー(講演会1回、研修会2回) ・市役所職員のワーク・ライフ・バランスに関する意識調査を実施	A	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーを継続実施する。 ・市役所内のワーク・ライフ・バランスを定めるための方策を検討する。	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナー(講演会1回、研修会2回) ・市役所職員のワーク・ライフ・バランスに関する意識調査を実施	・企業向けにワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。	男女共同参画課	
4	各種ボランティア・NPO等との連携による男女共同参画	・市民活動センターを市民活動団体の拠点施設として提供するとともに、情報提供を行う ・男女がともに地域でまちづくり活動に参画できるよう、財政面も含め支援	・市民活動団体の拠点施設として市民活動センターを継続していく。 ・市民活動団体への財政面も含めて活動支援を行う。	市民活動団体の拠点施設として、市民活動センターの提供、情報提供。 ・男女共同参画に関わるNPO法人:6 ・個性あるまちづくり支援事業費補助金交付団体:54団体	A	市民活動団体の拠点施設として市民活動センターを継続していく。 市民活動団体への財政面も含めて活動支援を行う。	市民活動団体の拠点施設として市民活動センターを継続していく。 市民活動団体への財政面も含めて活動支援を行う。	・市民活動団体の拠点施設として市民活動センターを継続していく。 ・市民活動団体への財政面も含めて活動支援を行う。	市民生活課	

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題4 国際社会に対応した男女共同参画

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成24年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	23年度			今後の課題・対策	24年度	26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画		
1	諸外国の女性問題理解のための教育・啓発の推進	国際社会における男女共同参画の情報発信	・情報紙「はもりあ」による情報提供 はもりあ四日市ホームページによる情報提供	・情報紙「はもりあ」による情報提供 5回 はもりあ四日市ホームページによる情報提供 ・さんかくカレッジ'映画と講義で考える男女共同参画'開催 2講座	A	様々なツールを活用した世界の男女共同参画に関する情報提供を検討する。	・情報紙「はもりあ」による情報提供 はもりあ四日市ホームページによる情報提供	・情報誌「はもりあ」等で世界の男女共同参画の現状を紹介していく。	男女共同参画センター
		国際交流事業、国際理解講座の実施	・国際交流 トリオの受け入れにおいて、女性参加者の選出を求める。	・国際交流 トリオの受け入れにおいて、女性参加者の選出を求める。 3名のうち、2名	A	トリオプログラムなどにおいて、男女協同参画に係る企画を検討する。	・国際交流 トリオの受け入れにおいて、女性参加者の選出を求める。	・国際交流事業、国際理解講座を通じて男女共同参画も含めた異文化理解の機会を継続して提供する。	文化国際課
2	在住外国人女性への支援	・外国人市民への情報提供 ・NPOやボランティアの育成や支援 関係機関との連携(男女共同参画センター、NPO、国際交流センター、警察、病院等) ・外国人市民向けの相談体制の充実	・生活相談 国際共生サロンにおけるポルトガル語の話せる女性相談員の配置 1人 国際交流センターにおける英語・中国語の話せる女性相談員の配置 3人 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語の話せる女性職員の配置 1人	・生活相談 国際共生サロンにおけるポルトガル語の話せる女性相談員の配置 1人 国際交流センターにおける英語・中国語の話せる女性相談員の配置 3人(年度途中からポルトガル語の話せる女性相談員1人を加配) ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語の話せる女性職員の配置 1人	A	夫婦間などの問題で女性の外国人市民が社会的弱者となりやすいことから、それらが気軽に相談できる環境を用意する。	・生活相談 国際共生サロンにおけるポルトガル語の話せる女性相談員の配置 1人 国際交流センターにおける英語・中国語・ポルトガル語の話せる女性相談員の配置 4人 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語の話せる女性職員の配置 1人	・多言語による情報提供、日本語習得支援、相談事業を通じて女性の外国人市民が日本で生活する上での自立支援を継続して進める。	文化国際課
3	多文化共生の推進	・男女共同参画の視点を持った多文化共生推進事業の実施	・多文化共生事業 男女共同参画推進に係る内容で開催 2回	・多文化共生事業 国際共生サロンにおいて、浴衣の着付けと盆踊り教室、料理(日本、南米)教室の開催(各1回)において性別に関係なく、多くの参加者があった。	A	誰もが参加しやすい事業を企画し、男女共同参画による多文化共生の推進を図る。	・多文化共生事業 男女共同参画推進に係る内容で開催 2回	・多文化共生事業を進める中で、誰もが地域を構成する住民として互いの違いを認め合い、ともに暮らしていくという意識啓発を継続して行う。	文化国際課

基本目標 男女共同参画の視点に立った個人の尊重

(1) 指標 「DV 防止等女性の人権に関する事項や生涯を通じての健康管理に関わる事項の
広報回数」

基準値 (平成 21 年度実績値)	5 回
実績値 (平成 22 年度) (平成 23 年度)	7 回 15 回
目標値 (平成 26 年度)	10 回

指標の設定について：
男女共同参画の視点から女性の人権を守ることや女性の生涯を通じた健康管理の大切さを男女ともに認識することが重要であるため、講座開催、広報紙発行等による啓発の回数を指標に設定した。

目標値設定と実績評価：

目標値については、DV相談は増加をしているものの、まだ潜在化しているものと考えられるため、更なる情報提供が必要と考え、基準値の倍増の数値を目標として設定した。

実績については、これまでのDV防止に関わる情報提供に加え、昨年度に引き続き女性の健康管理に関する講座を実施し他、平成 23 年度は国の住民生活に光を注ぐ交付金事業を活用し、市内の小・中学校、大学等でデートDV予防（ジェンダー平等教育）講座を実施し、昨年度を大幅に上回ることができた。

今後も、女性の生涯を通じた健康管理に関する情報提供を継続していく他、若年者向けのデートDV予防講座を継続実施し、子どもも含め広く市民に女性の人権についての啓発を進めて行く必要がある。

【実績内訳】

広報よっかいちDV特集号発行	: 1 回
更年期女性向け連続講座（3回）開催	: 1 回
DV防止講演会の開催	: 1 回
DV予防についての出前講座開催	: 2 回
デートDV予防講座開催	: 10 回

(2) 重点課題とプラン・施策の方向

重点課題1 「性別に起因するあらゆる暴力の根絶」

DV防止の啓発とDV被害者への対応

種々の相談のなかでも特にDV相談は相談者本人が生命の危険にさらされていたり、子どもへの虐待をともなっている場合があります。このように、深刻化するDV被害に対応するため、配偶者暴力防止基本計画を策定し、関係機関との連携強化、被害者等への相談支援体制の強化に取り組むとともに、性別に起因するあらゆる暴力を許さないという意識を広げ発生を防止することなど、様々な観点からの対策を計画的に進めていきます。

性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等防止の啓発

性的な嫌がらせ等の発生を防ぐために、関係機関と連携して、市民や事業者に対して啓発に取り組みます。

メディア等における男女の人権尊重

ポスター、広告、インターネットなどを通じて公衆に表示・提供される情報は、人々の意識に大きな影響を与えます。男女の固定的な役割分担意識や女性に対する偏見、暴力などを助長することがないように、啓発などに努めます。

重点課題2 「自立への支援」

相談体制の充実

関係機関との連携を強めるとともに、相談員の資質の向上を図り相談体制を充実させていきます。

単身女性・ひとり親家庭の生活安定と自立支援

特に、経済的、精神的にも負担の大きい単身女性やひとり親家庭の生活安定と自立支援に向けた取組を進めます。

重点課題3 「生涯を通じた健康保持・増進」

生涯を通じた男女の健康づくり

市民一人ひとりが主体的に健康の管理や保持・増進ができるよう、生涯を通じた男女の健康づくりに必要な情報提供や支援に努めます。

思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくり

女性のライフステージに応じた健康に関する情報提供などを通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくりを支援していきます。

(3) 主な取り組み状況

重点課題1 「性別に起因するあらゆる暴力の根絶」

配偶者等による暴力防止に向けた市民啓発講座やトラブルから子どもを守るための研修会を昨年度に引き続き実施した他、平成 23 年度は国の交付金事業を活用し、男女共同参画課と教育委員会との協働で市内の小・中学校、大学等でデート DV 予防（ジェンダー平等教育）講座を実施し意識啓発を図った。（コード：1・2・6）

DV 被害者の支援のため、「子どもの虐待防止及び配偶者暴力防止ネットワーク会議を設置する等、関係機関との連携強化を図った。また、DV 被害者への途切れの無い支援を総合的に行うための DV 防止基本計画（仮称）策定に向けての市民意識調査を実施し、実態把握に努めた。（コード：3）

重点課題2 「自立への支援」

DV 相談をはじめとする女性のための相談体制充実のため、相談員の資質向上のための研修の充実、専門相談等を行った。特に DV 被害者等の心理的支援の充実のために、国の交付金事業を活用し、男女共同参画センターの女性相談において臨床心理士相談を新設した。また、妊婦、母子のための育児相談および母子家庭の経済的自立を支援するための講座も継続実施した。（コード：1・2・5）

相談関係の各所属が相互に連携し、スムーズな相談対応に努めた。また、市広報やホームページ、パンフレットや啓発品の活用、及び出前講座等の機会を捉えて相談窓口の周知に努めた。（コード：3・4）

重点課題3 「生涯を通じた健康保持・増進」

女性特有のがんに対する検診や妊娠・出産・育児についての相談、妊婦健康診査・子宮頸がん予防ワクチンの接種等の各種サービスの無料実施、また男女共に健康増進、生活習慣病予防、介護予防等の実践活動の拡大を図るための健康ボランティアの養成・活用に努めた。特に平成 23 年度は、健康ボランティアの地域での活動を推進するため、モデル地区（2 地区）を設定し、地域関係団体との連携強化に努めた。（コード：1・3・4・8）

小中学校において発達段階に応じた性教育及び薬物乱用、喫煙防止教室を引き続き実施した。（コード：5・6）

(4) 各事業評価と今後の方針

別表「男女共同参画プランよっかいち施策進捗状況調査表（基本目標 ）」のとおり

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
 重点課題1 性別に起因するあらゆる暴力の根絶

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
 平成24年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	23年度			今後の課題・対策	24年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	女性に対する暴力防止のための市民啓発	・DV防止講演会の開催 ・DVに関する出前講座の実施 ・デートDVについての学習機会やDV防止法改正に関する情報提供	・DV防止講座の実施 ・出前講座の実施 ・教育機関と連携し、若年層を対象としたデートDV防止講座の実施	・DV防止講座 1回 ・出前講座 1回 ・小・中学校、大学等でのデートDV防止(予防教育)講座 24回 ・人権フェスタでの展示 ・イベント及び出前講座等での啓発パンフレットの配布	A	年度毎に対象者の異なる女性に対する暴力防止のための市民啓発講座を企画し、実施する。また、若年層向けのデートDV予防のための講座を継続実施する。	・DV防止講座の実施 ・出前講座の実施 ・教育機関と連携し、若年層を対象としたデートDV防止講座の実施 ・人権フェスタでの展示	・DV防止講演会を実施する。 ・出前講座を実施する。 ・市内の教育機関と連携しデートDV防止出前講座を実施する。 ・啓発パンフレットを発行する。	男女共同参画センター	
2	被害者への支援	被害者の自立に向けた支援	・DV相談・被害者支援の実施 ・DV防止基本計画の策定に向けた意識調査の実施	・DVにかかる相談件数 869件 (一時保護件数10件、保護命令件数3件) ・DVに関する市民意識調査、外国人向け調査、DV被害者への聞き取り調査実施	A	審議会及び庁内において専門部会を設置し、DV防止基本計画を策定し、途切れのない支援が円滑に行われる体制を整える。	・DV相談・被害者支援の実施 ・DV防止基本計画の策定 ・自己尊重講座の実施	・平成24年度までにDV防止基本計画を策定し、計画に基づき被害者への支援を充実していく。	男女共同参画センター	
		・DV被害者の施設入所 ・DV被害者の市営住宅への入居	・暴力を受けた女性の施設入所(母子生活支援施設) ・男女共同参画課や福祉部門と連携しながら、空家としてストックしている住宅の供給を行う。	・暴力を受けた女性の施設入所(母子生活支援施設) ・DV被害者への住宅については、火災などの災害用住宅と併せて用意していたが、対象者の入居申込みがなかった。	A A	・男女共同参画センター等と連携して被害者の保護、自立支援を行う。 対象者の適正かつ円滑な入居に努める。	・暴力を受けた女性の施設入所(母子生活支援施設) ・男女共同参画課や福祉部門と連携しながら、空家としてストックしている住宅の供給を行う。	・男女共同参画センター等と連携して被害者の保護、自立支援を行う。 ・男女共同参画課や福祉部門と連携しながら、空家としてストックしている住宅の供給を行う。	児童福祉課 市営住宅課	
3	関係機関との連携の強化	ネットワーク会議への参画等連携の強化	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の実施 ・県内婦人相談所管所属との連携 ・婦人相談員研修への参画 ・四日市地域DV防止会議(事務局:四日市保健福祉部)に参画 ・男女共同参画をすすめる相談事業研究会に参画	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議への参画 ・県内婦人相談所管所属との連携 ・三重県婦人相談員連絡協議会への参画 ・四日市地域DV防止会議(事務局:四日市保健福祉部)に参画 ・男女共同参画をすすめる相談事業研究会に参画 ・人権にかかる相談ネットワーク連絡会に参画	A	相談者・被害者の支援について、各機関ができることを互いに理解を深め、一層連携を強化していき。	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議への参画 ・県内婦人相談所管所属との連携 ・三重県婦人相談員連絡協議会への参画 ・四日市地域DV防止会議(事務局:四日市保健福祉部)に参画 ・人権にかかる相談ネットワーク連絡会に参画	・四日市市子どもの虐待および配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を実施する。 ・県内婦人相談所管所属との連携を強化する。 ・婦人相談員研修へ参画する。 ・四日市地域DV防止会議(事務局:三重県北勢福祉事務所)に参画する。 ・男女共同参画をすすめる相談事業研究会に参画する。	男女共同参画センター	
		・女性相談所、警察、民生委員児童委員等関係機関との連携強化	・婦人相談にかかる研修へ参画 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の実施	・婦人相談員研修への参画 ・四日市地域DV防止会議に参画	A	・相談にかかる研修へ参画し力量の向上に努めるとともに、関係機関との連携をより強化する。	・婦人相談にかかる研修へ参画 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の実施	・相談にかかる研修へ参画する。 ・関係機関との連携を強化する。	児童福祉課	
4	セクシュアル・ハラスメントの防止	・パンフレット、ビデオ、図書などによる情報提供	・パンフレット、ビデオ、図書等を活用した情報提供	・パンフレットの設置 ・ビデオ、図書等の貸し出し	A	ビデオ・図書等の利用率の向上の方策を検討する。	・パンフレット、ビデオ、図書等を活用した情報提供	・パンフレット、ビデオ、図書などでの情報提供を行う。 ・利用促進のための情報提供を行っていく。	男女共同参画センター	
		・セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための市職員に対する啓発	・職員に研修等を通じ、「要綱」の周知を行う。 ・相談及び発生があれば適切に対応する。	・セクシュアル・ハラスメント相談等処理委員会 相談件数 0件 セクハラ発生件数 0件	A	・「四日市市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」の周知・啓発	職員に研修等を通じ、「要綱」の周知を行う。 相談及び発生があれば適切に対応する。	・防止啓発を継続して行う。 ・セクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の啓発を継続して行う。	人事課	
5	メディア・リテラシーの向上	・行政刊行物等への表現の配慮 ・メディア・リテラシーを高める講座等の実施	・メディア・リテラシー講座の実施	・メディア・リテラシー講座 1回 ・情報紙「はもりあ」での啓発 ・デートDV予防講座での啓発	A	市民及び職員向けのメディア・リテラシー講座を継続開催する。	・メディア・リテラシー講座を実施する。 ・情報紙「はもりあ」等で啓発を実施する。	・職員研修等で継続して啓発する。 ・情報紙「はもりあ」等で啓発を実施する。	男女共同参画センター	
6	青少年の健全育成を阻害する環境の改善	・ピンクチラシの撤去	・街頭補導等による見守り活動 ・ピンクチラシの撤去 実績なし ・県条例「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」制定により取締りがきびくなったこと。また、公衆電話等が撤去されピンクチラシの貼付がない。 ・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催(教職員・保護者対象に年1回開催) ・啓発パンフレット等の配布。 ・出前講座の開催。	・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催(教職員・保護者対象に年1回開催) ・啓発パンフレット等の配布。 ・出前講座の開催。(20回開催)	B	・ネットトラブルの現状と課題については、常に新しい情報を確認し、新たな事案やケースに基づいた講座を開催する必要がある。	・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催(教職員・保護者対象に年1回開催) ・啓発パンフレット等の配布。 ・出前講座の開催。	・街頭補導等による見守りを行う。 ・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催や啓発パンフレット等の配布を行う。 ・出前講座を開催する。	社会教育課	

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題2 自立への支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成24年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	23年度			今後の課題・対策	24年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	相談員の研修	・スーパービジョンの実施	・電話相談ボランティア自主研修 ・相談員の外部派遣研修 ・スーパービジョンの実施	・スーパービジョン 39回 ・相談員の外部派遣研修 31回 ・電話相談ボランティア自主研修 3回	A	今後も相談員の資質向上のための研修を継続実施していく。 電話ボランティア研修については、婦人相談員との合同研修形式を検討する。	・スーパービジョンの実施 ・相談員の外部派遣研修 ・電話ボランティア研修	・電話相談ボランティア自主研修を継続して実施する。 ・相談員の外部派遣研修を充実させる。 ・スーパービジョン研修を強化する。	男女共同参画センター	
		・弁護士による法律相談及び学習会 ・人権カウンセラー養成講座	・弁護士による法律相談及び学習会 法律相談 10件 法律学習会の開催 4回 ・人権カウンセラー養成講座の実施 4回 ・公開講座・合同学習会 8回	・弁護士による法律相談及び学習会 法律学習会の開催 4回 ・人権カウンセラー養成講座の実施 4回 ・公開講座・合同学習会 6回	A	・ニーズの把握に努め、より充実した内容とする。	・弁護士による法律相談及び学習会 法律相談 8件 法律学習会の開催 4回 ・人権カウンセラー養成講座の実施 4回 ・公開講座・合同学習会 8回	・各種相談員資質向上事業を継続して実施する。	人権センター	
2	専門家による相談の充実	・女性弁護士、臨床心理士による相談の実施	・女性弁護士による弁護士相談の実施 ・臨床心理士相談の実施	・弁護士相談 12回50人 ・臨床心理士相談 12回20人	A	弁護士相談、臨床心理士相談を継続実施していく。	・女性弁護士による弁護士相談の実施 ・臨床心理士相談の実施	・毎月1回 女性弁護士による弁護士相談を継続して実施する。 ・臨床心理士等専門家相談を継続実施する。	男女共同参画センター	
		・精神科医師相談 ・精神保健福祉士相談	・精神科医師相談 ・精神保健福祉士相談	・精神科医師相談 延36人 ・精神保健福祉士相談 延53人	B	・専門家による相談体制等の充実 ・相談事業のきめ細かな周知 ・早期相談の促進	・継続的な周知・啓発 ・地域での相談実施 ・思春期相談の開設	・DV等内容によって、男女共同参画課と連携していく。	保健予防課	
		・訪問・来所・電話での健康相談の実施	【母子保健相談】 デンタルマタニティー・スクール 離乳食教室 歯八八の教室 育児相談 妊産婦・乳幼児訪問指導 電話相談 保育園・幼稚園・子育て支援センターでの相談	【母子保健相談】実績 デンタルマタニティー・スクール受講者(妊婦):65人 離乳食教室 利用者:681人 歯八八の教室 幼児:650人 育児相談:相談人数1,829人 妊産婦・乳幼児訪問指導:5,318人 電話相談:13,590人 保育園・幼稚園・子育て支援センターでの相談:112回	A	・電話や訪問等でタイムリーに相談できるような体制づくりを心がける。 ・赤ちゃん訪問等を通じ、相談窓口の周知に努めるとともに、地域の子育て支援の利用ができるような情報提供を実施する。	【母子保健相談】 デンタルマタニティー・スクール 離乳食教室 歯八八の教室 育児相談 妊産婦・乳幼児訪問指導 電話相談 保育園・幼稚園・子育て支援センターでの相談	・相談内容によって保育園、家庭児童相談室等と連携し、相談を充実する。 ・乳幼児の保護者への相談も別途実施する。 ・DV等内容によって、男女共同参画課と連携していく。	健康づくり課	
・人権センター相談員による相談の実施	・人権センター相談員による相談を継続する。	・人権センターによる相談件数 58件	A	・相談事業について市民に広く周知していく。	・人権センター相談員による相談を継続する。	・人権センターによる相談を充実し、継続して実施する。	人権センター			
3	関係機関との連携強化	・相談ネットワーク連絡会及び人権施策推進委員会相談体制部会を継続して開催する。 ・教育・啓発ネットワークを構築し、人権教育・啓発の一体的な実施のため関係各課との連携を強化する。	・相談ネットワーク連絡会の開催 3回 ・人権施策推進委員会相談体制部会の開催 1回 ・教育・啓発ネットワークを構築し、人権教育・啓発の一体的な実施のため関係各課との連携を強化した。	A	・課題の把握に努め、より効果的な関係機関との連携強化を図る。	・相談ネットワーク連絡会及び人権施策推進委員会相談体制部会を継続して開催する。 ・教育・啓発ネットワークを構築し、人権教育・啓発の一体的な実施のため関係各課との連携を図る。	・相談内容によって関係機関と連携を図る。	・相談内容によって関係機関と連携を図る。	人権センター	
		・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	相談内容によって関係機関と連携を図った。	A	相談内容によって関係機関と連携を図る。	相談内容によって関係機関と連携を図る。	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	市民生活課		
		・国際交流センターや、国際共生サロンにおいて外国人市民の相談に応じ、必要な関係機関と連携を図っていく。	国際交流センターや、国際共生サロンにおいて外国人市民の相談に応じており、必要な関係機関につなげた。	A	国際交流センターや、国際共生サロンにおいて外国人市民の相談に応じ、必要な関係機関と連携を図っていく。	国際交流センターや、国際共生サロンにおいて外国人市民の相談に応じ、必要な関係機関と連携を図っていく。	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	文化国際課		
		・特にDV相談については、「子どもの虐待及び配偶者の暴力防止ネットワーク会議」を活用し、連携強化を図る。	相談者の安全確保と自立支援をスムーズに行うため、相談内容に応じて、関係の各機関との連携を図った。	A	今後も引き続き、相談内容に応じて関係機関と連携を図っていく。	特にDV相談については、「子どもの虐待及び配偶者の暴力防止ネットワーク会議」を活用し、連携強化を図る。	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	男女共同参画センター		
		・国の福祉から就労事業に基づき、ハローワークとの連携を強化していく。	相談者の状況に応じて、必要と思われる関係各機関と連携を図った。	A	今後も状況に応じて、必要な関係各機関との連携を図っていく。	国の福祉から就労事業に基づき、ハローワーク等の関係各機関との連携を強化していく。	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	保護課		
		・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	相談内容によって関係機関と連携を図った。	A	相談内容によって関係機関と連携をより一層図っていく。	相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	介護・高齢福祉課		
		・相談内容に応じた関係機関との連携	相談内容に応じて関係機関との連携を行なった	A	多様化・複雑化する相談に対する連携機能を強化していく	引き続き、相談内容に応じて関係機関との連携を行う。	・相談内容によって関係機関との連携	障害福祉課		
		・相談内容に応じた関係機関との連携の強化を図っていく。	・相談内容に応じた関係機関との連携	A	・継続して関係機関との連携強化を図る。	・相談内容に応じた関係機関との連携強化を図る。	・相談内容によって関係機関と連携	児童福祉課		
		・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	随時(医療機関、精神科医、警察、教育委員会、庁内関係機関、男女共同参画課)	A	引き続き実施	相談内容により関係機関と連携を図っていく。	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	保健予防課		
		・必要時連携をとる。	・必要時連絡をとり連携を図った。	A	・現状どおり継続	・必要時連携をとる。	・必要時連携をとる。	健康づくり課		
・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	相談内容によって関係機関と連携を図った。	A	継続して関係機関との連携を図っていく。	相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	社会教育課				
・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	相談内容によって関係機関と連携を図った。	A	継続して関係機関との連携を図っていく。	相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	教育支援課				

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題2 自立への支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成24年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	23年度			今後の課題・対策	24年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画	進捗状況		
4	相談窓口の周知	市広報やホームページ等での周知	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知した。	A	継続して周知していく。	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。	人権センター	
			市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知した。	A	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知する。	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知する。		市民生活課	
			市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知した。	A	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。		文化国際課	
			市広報、情報紙「はもりあ」、パンフレット、ホームページ等で周知する。	市広報、情報紙「はもりあ」、パンフレット、ホームページ等で周知した。 市の関連施設の女性トイレに相談窓口案内カードを設置した。	A	継続して実施する。	市広報、情報紙「はもりあ」、パンフレット、ホームページ等での周知 市の関連施設の女性トイレに相談窓口案内カードを設置		男女共同参画センター	
			関係機関よりの紹介、ホームページ等にて相談窓口の周知を図る。	相談者の状況に応じて、必要と思われる関係各機関と連携を図った。	A	今後も状況に応じて、必要な関係各機関との連携を図っていく。	国の福祉から就労事業に基づき、ハローワーク等の関係各機関との連携を強化していく。		保護課	
			市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。	市広報、パンフレット、ホームページ等周知した。	A	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。		介護・高齢福祉課	
			市広報、ホームページのほか障害者団体や民生委員児童委員等を通じて周知を図る。	ホームページのほか障害者団体や民生委員児童委員等を通じて周知した	A	周知を継続して実施	広報紙・ホームページ等で周知する。		障害福祉課	
			市広報やパンフレット、ホームページ等で周知していく。	市広報やパンフレット、ホームページ等での周知	A	継続して周知していく。	市広報やパンフレット、ホームページ等で周知していく		児童福祉課	
			母子健康手帳別冊に掲載	母子健康手帳別冊に掲載した。	A	現状どおり継続	母子健康手帳別冊に掲載。		健康づくり課	
			「こころの相談」(専門家による相談) ・毎月月上旬号に掲載 ・ホームページ ・リーフレット配布	・毎月、随時掲載 ・随時配布	A	引き続き実施し、各種団体・会合でリーフレット配布	引き続き、市広報、ホームページ、リーフレット等で周知していく。		保健予防課	
		市広報、ホームページ等で相談窓口を周知していく。	市広報、ホームページ等で相談窓口を周知した。	A	市広報、ホームページ等で相談窓口を周知していく。	市広報、ホームページ等で相談窓口を周知していく。	社会教育課			
		市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。	市広報、ホームページ等で相談窓口を周知した。	A	市広報、ホームページ等で相談窓口を周知していく。	市広報、ホームページ等で相談窓口を周知していく。	教育支援課			
		生涯学習いきいき出前講座等の参加者への周知	出前講座および人権講座等の開催時に、参加者へ周知	出前講座および人権講座等の開催時に、参加者へ周知した。	A	継続して周知していく。	出前講座および人権講座等の開催時に、参加者へ周知		講座内容に沿った相談窓口を紹介する。	人権センター
			講座内容に沿った相談窓口を紹介する。	講座内容に沿った相談窓口を紹介した。	A	講座内容に沿った相談窓口を紹介する。	講座内容に沿った相談窓口を紹介する。			市民生活課
			多文化共生推進に向けて出前講座を行っている。	多文化共生推進に向けて出前講座を行っている。	A	多文化共生推進に向けて出前講座を行っている。	多文化共生推進に向けて出前講座を行っている。			文化国際課
			出前講座等に加えて、学生等の若年層の講座を実施し、周知に努める。	出前講座やさんかくカレッジ等の講座で周知した。 若年者向けのデートDV予防講座時に啓発品を配布した。	A	出前講座等に加えて、学生等の若年層の講座を実施し、周知に努める。	出前講座やさんかくカレッジ等の講座での周知 デートDV予防講座での周知、啓発品配布			男女共同参画センター
			講座内容に沿った相談窓口を紹介する。	講座内容に沿った相談窓口を紹介した。	A	講座内容に沿った相談窓口を紹介していく。	講座内容に沿った相談窓口を紹介する。			介護・高齢福祉課
			出前講座の要請は頻繁にあるので、その都度PRしていく。	出前講座の際にPRした	A	周知を継続して実施	出前講座・各種団体への説明会等、機会を捉えて周知する			障害福祉課
			出前講座等への参加者への周知をしていく。	出前講座等への参加者への周知	A	継続して周知していく。	出前講座等への参加者へ周知をしていく			児童福祉課
出前講座で参加者へ周知	出前講座で参加者への周知を行った。		A	現状どおり継続	出前講座で参加者へ周知	健康づくり課				
講座内容により必要時紹介	講座内容により必要時紹介		A	引き続き実施	講座内容により必要時紹介。	保健予防課				
必要に応じて相談窓口を紹介していく。	必要に応じて相談窓口を紹介した。	A	必要に応じて相談窓口を紹介していく。	必要に応じて相談窓口を紹介していく。	教育支援課					

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題2 自立への支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成24年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	23年度			今後の課題・対策	24年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
5	生活安定と自立促進	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業、パソコン講座など就労支援のための講座を開催	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業 51件 ・パソコン講座など就労支援のための講座 20回 160件	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業 56件 ・パソコン講座など就労支援のための講座 16回、124件	A	・経済状況の悪化を原因とした経済的支援を必要とする母子家庭の増加中、資格取得や技能の習熟の促進し就労支援に取り組む。	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業 67件 ・パソコン講座など就労支援のための講座 16回、128件	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業、パソコン講座など就労支援のための講座を継続して実施する。	児童福祉課	
		・母子家庭、父子家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優遇措置の実施	・母子家庭、父子家庭に対しても、引き続き定期募集の抽選に配慮を行っていく。	3戸以上の募集団地を対象に内数で優先戸数を設け、母子家庭、父子家庭を含む優先世帯のみで抽選を実施した。これに落選しても再度一般抽選を行い、当選確率を高めるよう配慮した。	A	限られた提供戸数の中で、一定の配慮の下、公正かつ適切に優遇措置を実施していく。	・母子家庭、父子家庭に対しても、引き続き定期募集の抽選に配慮を行っていく。	・母子家庭、父子家庭に対しても、引き続き定期募集の抽選に配慮を行っていく。	市営住宅課	
6	各種制度の利用促進と情報提供	・児童扶養手当の支給、一人親家庭等医療費の助成	・前年度に引き続き児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成の受給資格認定を行い支援していく。	・児童扶養手当の受給資格者数 2,722人 ・一人親家庭等医療費受給資格者数 6,386人	A	窓口での案内不足により必要な支援が受けられなかったということがないよう、制度の案内を徹底すると共に「広報よっかいち」等で周知する。	前年度に引き続き児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成の受給資格認定を行い支援していく。	・児童扶養手当については、法改正により平成22年8月から支給対象となった父子家庭を含め、引き続き支援を行っていく。 ・一人親家庭等医療費の助成については、引き続き実施し、制度のさらなる周知に努めていく。	福祉総務課	
		・保育料母子減免	・保育料母子減免世帯250件	・保育料母子減免世帯 260件	A	・未申請世帯へ周知徹底。	・保育料母子減免世帯 270件			
		・母子寡婦福祉資金の貸付	・県の貸付制度、母子寡婦福祉資金の貸付を受付	・県の貸付事業、母子寡婦福祉資金の貸付の受付	A	・継続して周知していく。	・県の貸付事業、母子寡婦福祉資金の貸付の受付	・母子家庭の経済的支援と自立のための事業を行う。	児童福祉課	
7	相談の充実	・女性相談員による相談の充実	・女性相談員による女性のための相談の実施	女性のための相談件数 2,434件 電話相談の昼休み(12:00 - 13:00)対応開始	A	相談員の資質向上を図る。 電話相談の夜間対応、男性向け相談実施等相談の充実を図る。	・女性相談員による女性のための相談の実施 ・男性相談員による男性向け電話相談の試行実施	・女性相談員による相談体制を強化していく。 ・男性向け相談の実施を検討する。	男女共同参画センター	
		・母子自立支援員による相談の充実	・母子相談 相談件数1,390件	・母子相談 相談件数 1,286件	A	・経済状況の急変や働き方の多様化など社会の変化とあいまって、複雑な相談に対応できるようスーパージョンの実施が今後の課題である。また研修会等にも参加し力量を向上させる。	・母子相談 相談件数 1,300件	・母子自立支援員による相談を充実する。	児童福祉課	

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題3 生涯を通じた健康保持・増進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成24年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	23年度			今後の課題・対策	24年度	26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況				
1	各種健(検)診の充実	・各種健(検)診(子宮がん・乳がん等)について継続実施	・各種健(検)診(子宮頸がん・乳がん等)について継続実施	・子宮頸がん検診:15,284人 ・乳がん検診(マンモグラフィ):8,571人 ・乳がん検診(エコー):1,083人 ・がん検診推進事業による、子宮頸がん検診・乳がん検診無料クーポン券の配布	A	・無料クーポン券の利用率を向上するための啓発方法の充実	・各種健(検)診(子宮頸がん・乳がん等)について継続実施	・継続して事業を実施していく。(クーポン配布については、国の動向をみながら継続の予定)	健康づくり課
2	女性外来の充実	・本市における女性外来の開設	・引き続き市民からの問い合わせに対して女性外来を設置する医療機関を案内していく。 ・女性医師の確保に努める。	・電話などで市民から問い合わせがあった場合は、女性外来を設置している医療機関を紹介している。 ・23年度中及び24年4月に女性医師3名採用	A	・引き続き市民に対し、機会を捉えて周知していく ・引き続き女性医師の確保につとめる	・引き続き市民からの問い合わせに対して女性外来を設置する医療機関を案内していく ・女性医師の確保	・女性外来を設置する医療機関の周知に努める。 ・市立四日市病院の女性医師等の人材確保に努める。	健康総務課 市立四日市病院
3	健康増進、生活習慣病予防、介護予防講座の充実	・生活習慣病の予防改善や介護予防事業の充実 ・市民と協働した、生涯を通じて健康づくりに取り組む機会や場の拡大	・各地区での健康づくりに関わる各団体と健康ボランティアとの情報交換の場を設定し、今後団体同士が地域で自主的に連携した取り組みを行う。市民の健康づくりが推進されるようきょうづりを行う。	・健康ボランティアが地域の関係団体と連携して健康づくり事業が行えるよう2地区を選定し、健康づくり意識向上を目指した情報交換会・講演会を開催した。地域を担う団体が健康ボランティアの存在を認識し、地域における健康づくりに共に考え進めていく重要性を共有できた。	A	・地域でのネットワークづくりの中で、地域の熟度によって進行具合の濃淡があり、地域の特性に合わせた支援が必要であった。地域の熟度を見ながら、実施につなげられるよう、行政からのアプローチの仕方について検討が必要である。	・新たな2地区で取り組みの拡大を行う。	・市で実施する健康づくり事業充実に加え、健康ボランティアによる地域の身近な場所での健康づくり実践活動の拡大を行う。	健康づくり課
4	女性のための健康相談・情報提供の充実	・訪問・来所・電話での健康相談の実施	【成人健康相談】 来所・電話等による健康相談の継続実施	【成人健康相談】 総合健康相談、重点健康相談として、来所・電話・健康教育と併設(実績には男女を含む): 4,942件	A	・関係機関との連携を保つため、互いの業務内容を理解していることが必要。	【成人健康相談】 来所・電話等による健康相談の継続実施	・相談内容によって保育園、家庭児童相談室と連携し、相談を充実する。 ・乳幼児の保護者への相談も別途実施する。 ・DV等内容によって、男女共同参画課と連携していく。	健康づくり課
5	性に関する情報の提供と性教育の推進	・性に関する相談の継続実施	・性に関する相談の継続実施	性に関する相談件数: 0件	B	・関係機関との連携を充実させる。	・性に関する相談の継続実施	・性に関する相談を実施する。	社会教育課
		・命の尊厳や心のつながりを重視し、発達段階に応じた性教育を推進	・性教育の実施(HIV,性感染症予防を含む) 小学校 40/40校 中学校 22/22校 教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続	性教育の実施(HIV,性感染症予防を含む) 小学校 40/40校 中学校 22/22校 教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続	A	・今後も学習指導要領に基づき、指導していく。	23年度と同じ	・学習指導要領に基づいた性教育を実施する。	指導課
6	薬物乱用・喫煙防止のための教育の充実	・喫煙や飲酒等の健康被害に関する正確な情報の提供	・視聴覚教材の提供	・視聴覚教材の提供	B	・視聴覚教材の提供について、幼稚園長会、小・中学校長会を通じて周知徹底を図る。	・視聴覚教材の提供	・視聴覚教材の提供を行う。	社会教育課
		・薬物乱用・喫煙防止のための「薬物乱用防止教室」等の充実	・「薬物乱用防止教室」及び「非行防止教室」の開催	・「薬物乱用防止教室」等の開催。 (小学校: 40校で実施) (中学校: 22校で実施)	A	・全小中学校に「薬物乱用防止教室」又は「非行防止教室」の実施について周知徹底を図る。	・「薬物乱用防止教室」及び「非行防止教室」の開催	・「薬物乱用防止教室」及び「非行防止教室」を実施する。 ・教職員による「薬物乱用・喫煙防止をねらいとした授業」を実施する。 ・啓発チラシを配布する。	社会教育課
		・未成年への喫煙等防止指導の実施	・薬物乱用防止教室とともに喫煙防止指導を実施する。	喫煙等防止指導(補導件数) 小学生:0、中学生:6、高校生:26	B	・薬物乱用防止教室の中で、喫煙防止指導の指導内容を充実させる。	・薬物乱用防止教室とともに喫煙防止指導を実施する。	・未成年への喫煙等防止指導を実施する。	社会教育課
7	妊娠・出産・避妊に関する女性の権利と男性の責任についての啓発	・育児学級「パパママ教室」の実施	・平成22年度と同様に毎月実施(年6回は日曜日開催、必要に応じて回数増)	・毎月実施。年6回は日曜日開催。日曜日は希望者が多く、開催回数を4回増加し、合計年16回実施。	A	・さらに父親の参加向上に向けて、必要に応じ開催回数の増加を行う。	・平成23年度と同様に毎月実施(年6回は日曜日開催、必要に応じて開催回数増)	・父親(妊婦の夫)の参加向上に向けての休日開催などの実施	健康づくり課
		・若年者層に対するデートDV防止講座の実施	・市内教育機関と連携し、若年者層を対象としたデートDV予防講座の実施	・小・中学生及び大学生を対象にデートDV予防講座(出前講座)を開催 (小・中、大学生向け22回)	A	・今後も中学校以上の教育機関に対して、デートDV防止講座(出前講座)の開催を働きかける。保育園、幼稚園、小学校には、人権擁護委員と連携し、ジェンダーについて学習する講座を開催する。また、各学校での取り組みに繋がるよう教職員を対象にした研修も実施する。 高校はH25年度まで、県が出前講座を実施。	・中学生以上の教育機関で、デートDV予防講座(出前講座)を開催 ・小学生以下には人権擁護委員との協働でジェンダーについて学習する講座を実施していく。	・市内教育機関等と連携し、デートDV予防教育講座を実施	男女共同参画センター

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題3 生涯を通じた健康保持・増進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成24年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	23年度			今後の課題・対策	24年度	26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画		
8	妊産婦・乳幼児とその親への保健サービス・相談の充実	・妊婦一般健康診査、乳幼児健康診査の実施 ・育児相談・育児学級の実施 ・妊産婦・乳幼児訪問指導の実施 ・電話相談の実施	妊婦一般健康診査(14回) 項目増加 乳児一般健康診査 1歳6か月健康診査 3歳児健康診査 デンタルマタニティー・スクール 離乳食教室 歯八八の教室 育児相談 回数増加 妊産婦・乳幼児訪問指導 電話相談 こんにちは赤ちゃん訪問	妊婦一般健康診査(14回) 延受診者数:34,283人 乳児一般健康診査 受診者数 4か月健診:2,761人 10か月健診:2,614人 1歳6か月健康診査 受診者数:2,699人 3歳児健康診査 受診者数:2,587人 デンタルマタニティー・スクール 受講者(妊婦):65人 離乳食教室 利用者681人 歯八八の教室 幼児:650人 育児相談:相談人数1,829人 妊産婦・乳幼児訪問指導:5,318件 電話相談:13,989件 こんにちは赤ちゃん訪問:訪問件数2,816人	A	・定期的な育児相談を行い、子育て等の相談に対応できる体制をつくる。 ・電話や訪問等を行い、タイムリーに相談できるような体制づくりを心がける。 ・赤ちゃん訪問等を通じ、保健サービスの案内を行う。	妊婦一般健康診査(14回) 乳児一般健康診査 1歳6か月健康診査 3歳児健康診査 デンタルマタニティー・スクール 離乳食教室 歯八八の教室 育児相談 妊産婦・乳幼児訪問指導 電話相談 こんにちは赤ちゃん訪問	・妊娠期からの健康管理について、今後も健診事業を始め保健事業を継続していく。 乳児期に訪問をおこなう「こんにちは赤ちゃん」訪問事業を通して、乳児をはじめ、親となる父母への支援として育児相談など保健サービスを提供していく。	健康づくり課
9	企業等への妊娠出産に関する健康管理について啓発	・母性健康管理指導事項連絡カードの使用について啓発	・母子健康手帳交付時に、母性健康管理指導事項連絡カードについての周知、使用についての啓発の継続実施	・母子健康手帳交付時(妊娠届出時)の啓発 妊娠届出数:	A	・母性健康管理指導事項連絡カードについて理解をしてもらうことが必要	・母子健康手帳交付時に、母性健康管理指導事項連絡カードについての周知、使用についての啓発の継続実施	・母子手帳交付時に健康管理カードの紹介を行うことで、健康管理を支援していく。	健康づくり課

2. 審議会による評価

(1) 総括評価

四日市市においては、平成23年度からの総合計画の中に男女共同参画の視点が位置づけられ、男女共同参画社会の実現を目指し、住民の意識啓発、社会環境の整備及び女性の人権の尊重のための各種施策に積極的に取り組んでいることは非常に評価できる。また、平成23年度からの第1次推進計画(3年間)として、「ワーク・ライフ・バランス推進事業」、および「配偶者防止対策事業」を男女共同参画課を中心に新たな取り組みをすすめており、県下でも四日市市の男女共同参画の取り組みは注目されている。

平成23年度から「男女共同参画プランよっかいち実施計画」の進捗状況をまとめ、当審議会にて評価を付して公表をしているが、第一段階の評価である実施主体(市役所担当所属)による評価の方法が、事業を実施できたか、できなかったかという視点での評価となっている。事業の効果を計るのは非常に難しいと思われるが、今後、成果を評価するような方法を検討していただきたい。

(2) 基本目標ごとの取り組みに対する評価

・男女共同参画のための意識づくり

市役所で様々な部署の職員と接する中で、職員の男女共同参画についての意識の差を感じる。職員の意識を全体として引き上げるために、管理職、男女共同参画推進リーダー、男女共同参画推進員をはじめ全職員に対し、男女共同参画に関する研修を引き続き充実させること。

地域社会での男女共同参画の意識がなかなか進んでいない状況にあるため、出前講座を活用するなど、住民の身近な場で積極的な意識啓発の取り組みが行われるような働きかけが必要である。そのためには地区市民センター職員をはじめ全庁的に地域社会づくりに関わる職員の意識付けが重要である。

また、地区市民センター館長への女性の登用については、受け入れる地域側の問題や、女性職員自身の問題等があるものの、地域での意識啓発を進めるためにも是非積極的な取り組みが望まれる。

男女の性別による役割分担意識については、若年層はかなり変わってきてはいるが、全体的に依然として家事・育児は女性が担うべきとの認識が残っており、特に男性の家庭生活を営んでいくうえでの役割について認識が低いと感じる。こうしたことを改善していくためには、幼少期からジェンダーの視点を持って物事を判断する力を育てることが非常に大切であり、今後、小・中学校における十分な教育が望まれる。

・男女共同参画社会実現のための社会環境づくり

審議会への女性委員の登用については、「女性委員登用推進要綱」に基づいて取り組みを行い、少しずつではあるが増加していることは評価できる。今後、審議会を含め、様々な場での女性の登用を進めるためには、クォータ制(1)の導入など思い切った取り組みが必要と思われる。

市役所における管理職への女性登用については前年度に引き続き増加していること、また、部長職への初の女性登用が行われたことは評価できるが、その登用率は9.1%(一般行政職)とまだ低い状況であり、国が掲げる「2020年までに30%」(2)に向けて今後も更

なる登用促進が必要である。なお、女性職員の管理職への登用に当たっては、引き続き女性自身の意識改革や適切な配置など女性職員の中長期的な育成を推進すると並行して、職場のワーク・ライフ・バランス環境の改善が必要である。また、その中で、市民の意識を変えるためにも男性職員の育児休業取得促進を市が率先して行う等の取り組みも望まれる。

地域団体における女性の参画促進については、自治会での女性登用に促進に向け、NPO等と協働して具体的な働きかけについて検討を始めたことは評価できる。また、子ども会や育成会では、女性の会長も増えてきているが、今後も、女性自身が経験を積み、力をつけていくことも進めながら、自治会等地域団体に向けての男女共同参画を進めることの必要性についての研修等も実施していく必要がある。

現在、ファミリーサポートセンターにおいては、様々な困難を抱えた子ども達の受け入れ依頼が増加している。今後、ワーク・ライフ・バランスを促進するための子育て環境の整備充実という点で、更に利用しやすくするための支援を考えていく必要がある。

農業分野での女性の参画については、家族経営協定の締結数は横ばい状態であるが、内容の見直し等も行われており、男女共同参画の視点は広がってきていると評価できる。今後も、実施すべき行政機関が明確にされていない中ではあるが、市においても啓発活動と併せて女性認定農業者の育成や家族経営協定締結の促進を図っていく必要がある。

男女共同参画の視点に立った個人の尊重

平成 23 年度 DV 予防教育（出前講座）を受けた小学生の意識の変化が、受講前後のアンケート結果からも明らかになった。今年度の取り組みは非常に評価できる。今後も引き続きできるだけ早い時期からの DV 予防教育を実施していくことが必要である。今後の課題として、一部の子どもしか受講できないのは問題であるため、広く全ての学校で実施されるよう、教職員に対する研修を強化し、教育現場での取り組みを促進する必要がある。

また、性教育についても、10 代での望まない妊娠・出産が増加しているという現実がある中、命の尊厳を基礎に置きながら、子ども達の実態に応じた積極的な取り組みが望まれる。

相談室で受ける相談内容は、多様化、複雑化してきている。そうした相談に適切に対応するために、相談員自身を支援するための体制を強化する必要がある。また、相談員という職務の専門性、責任の重さ等を考慮し、相談員の身分等も含めて相談員のあり方についても検討する必要がある。

（ 1 ）クオータ制

割り当て制。政策決定機関での男女間の格差を積極的に是正するために暫定的にとられる方策。国会議員などの政治家や国の審議会など公的機関の議員・委員の人数枠を、制度として割り当てることで、男女の比率に偏りがないようにするもの。

（ 2 ）「2020 年までに 30%」

政府が平成 15 年に男女共同参画推進本部において決定した「社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30%程度になるよう期待する。」という目標。

実施計画の進捗に関して参考とする指標

基本目標	項目	基準値 (H21年度実績)	(H22年度実績)	実績値 (H23年度実績)	備考
	男女の地位が平等と感じている人の割合()	11.8%	-	16.6%	(基準値)19年3月調査
	「男は仕事、女は家事・育児」といった固定的な役割分担意識に否定的な市民の割合()	58.4%	-	61.2%	(基準値)19年3月調査
	男女共同参画センター利用者数	14,087人	14,883人	11,506人	
	市の一般行政職における管理職(課長級以上)の女性割合	6.7% (13人/194人)	8.2% (15人/183人)	9.1% (17人/187人)	(基準値)22年度実績 (実績値)23/24年度実績
	女性人材リスト ¹ 登録者数	99人	112人	137人	
	女性の自治会長の数	17人/722人	19人/725人	19人/730人	(基準値)22年度実績 (実績値)23・24年度実績
	保育所待機児童数	35人 (4/1現在0人)	51人 (4/1現在9人)	- (4/1現在10人)	(基準値)22年度実績 (実績値)23・24年度実績 10/1現在数
	民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合		7.8%	6.2%	四日市市雇用実態調査より (H22年度より調査開始)
	家族経営協定 ² の締結数	20件	24件	24件	
	母子世帯数 上記の内、生活保護を受給している世帯数	3,495世帯 183世帯	3,613世帯 211世帯	3,673世帯 247世帯	
	男女共同参画センターにおける相談件数 上記の内、DVに係る相談件数	2,146件 1,328件	1,957件 1,121件	2,434件 869件	
	一時保護を行った件数と人数	件数 13件 人数 31人	件数 13件 人数 26人	件数 10件 人数 17人	
	DV防止法による保護命令の発令件数	9件	3件	3件	

()の意識調査にかかる数値については、おおむね5年に1回調査を行う。

【用語解説】

1 女性人材リスト

教育・保健福祉・文化芸術・環境・まちづくりなど様々な分野で明確な意見を持っている女性を本人の希望により登録し、各種審議会・委員会など政策決定にかかわる組織の人選に役立てる目的で市が作成しているリスト。

2 家族経営協定

日本の農業経営は家族経営が一般的であり、農業に従事するのは経営主(世帯主)、配偶者等家族全員である。しかし収入は経営主に帰属するので、経営主と同じように働く配偶者やその他の家族には働きに見合う収入は認められていない。家族経営協定とは、農業等の家族従事者の労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にするために家族内でつくられるルール。家族経営協定が締結されることにより、共同経営者である女性も認定農業者になれる、農業者年金に加入できるなど、農業経営における女性の地位向上が図られる。